

○ 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(注) 平成三十年十月十二日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前(注)
<p>目次</p> <p>【第一章～第五章 略】</p> <p>第六章 証券化エクスプोजチャーの取扱い、</p> <p>第一節 総則（第二百二十九条—第二百三十一条の三）</p> <p>第二節 証券化エクスプोजチャーの信用リスク・アセットの額</p> <p>第一款 総則（第二百三十一条の四）</p> <p>第二款 証券化エクスプोजチャーのリスク・ウェイトの取扱い、</p> <p>第一目 総則（第二百三十二条—第二百三十四条）</p>	<p>目次</p> <p>【第一章～第五章 同左】</p> <p>第六章 証券化エクスプोजチャーの取扱い、</p> <p>第一節 総則（第二百二十九条—第二百三十一条）</p> <p>第二節 証券化エクスプोजチャーの信用リスク・アセットの額</p> <p>第一款 標準的手法の取扱い、（第二百三十二条—第二百三十五条）</p> <p>第二款 内部格付手法の取扱い、（第二百三十六条—第二百五十三条）</p>

第二目	内部格付手法準拠方式 (第二百三十五条—第二百四十条)
第三目	外部格付準拠方式 (第二百四十一条—第二百四十三条)
第四目	内部評価方式 (第二百四十四条—第二百四十四条の六)
第五目	標準的手法準拠方式 (第二百四十五条—第二百四十九条)
第六目	リスク・ウェイトの上限 (第二百五十条)
第七目	適格STC証券化エクスプोजャー (第二百五十条の二)
第三款	信用リスク削減手法 (第二百五十一条—第二百五十三条)

[第六章の二～第八章 略]

附則

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

【一・二 略】

この二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスプोजャーである取引をいう。ただし、

[第六章の二～第八章 同左]

附則

(定義)

第一条 [同左]

【一・二 同左】

この二 [同左]

次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が証券化エクスポージャーである証券化取引であって、当該証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローが、いかなる状況においても、証券化エクスポージャーを含まないの原資産プールによる一の証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローとして再現できるもの

ロ [略]

[三～六 略]

七 標準的手法 第二十五条から第百二十条までに定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

[八・九 略]

十 内部格付手法 第百二十一条から第二百二十八条までに定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

[十一～十九 略]

十九の二 原資産プール 証券化取引において信用リスクの移転の対象となった全ての原資産の集合をいう。

[二十～六十七 略]

六十八 IRBプール 裏付資産のプールであって、当該プールを構成するエクスポージャーの全てが次に掲げる要件を満たす

イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）である証券化取引であって、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ [同左]

[三～六 同左]

七 標準的手法 第二十五条から第百二十条まで及び第二百二十九条から第二百三十五条までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

[八・九 同左]

十 内部格付手法 第百二十一条から第二百三十一条まで及び第二百三十六条から第二百五十三条までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

[十一～十九 同左]

[号を加える。]

[二十～六十七 同左]

六十八 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポ

ものをいう。

イ 当該エクスポンジヤーと同種のエクスポンジヤーに内部格付手法を適用することについて経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を得ていること。

ロ 当該エクスポンジヤーに内部格付手法を適用するために十分な情報を取得していること。

ー ジヤーの元利払いのタイミングのミスラッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポンジヤーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンバイ契約、クレジットライン等）をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であつて、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ 信用供与の条件が契約により明確に定められていること。

ロ 信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補完により全額の回収が見込まれる額に限定されていること。

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものではないこと。

ニ デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的として実行されることを防止するために、裏付資産の信用力の審査を行っていること。

ホ 流動性補完の対象となる証券化エクスポンジヤーに適格格付機関が格付を付与している場合は、信用供与の実行時において当該証券化エクスポンジヤーに付与された当該格付が投資適格以上であるときに限り信用供与が実行される

ものであること。

へ 流動性補充の提供者が利益を受けうる信用補充がすべて利用された場合は、それ以降の信用供与が停止されること。

ト 証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではなく、かつ、債務の繰延べ又は放棄の対象とならないこと。

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

六十九 混合プール 裏付資産のプールであって、当該プールを構成するエクスポージャーの一部についてのみ前号に掲げる要件を満たすものをいう。

七十 SAプール 裏付資産のプールであって、当該プールを構成するエクスポージャーの全てが第六十八号に掲げる要件のいずれかを満たさないものをいう。

七十一 最優先証券化エクスポージャー 証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ又は通貨スワップのカウンターパーティーの請求権その他の重要でない請求権を除き、第一順位の請求権により裏付けられているものをいう。ただし、一の最優先証券化エクスポージャーが階層化されることにより優先順位の異なる複数の新たな証券化エクスポージャーを生じさせる取引を行った場合にあつては、複数の証券化エクスポージャーのうち最も優先する証券化エクスポージャーのみを最優先証券化エクスポージャーとして取

り扱うものとする。

七十二 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原資産の管理、原資産の債務者に対する原資産の請求及び回収金の受領事務を受託した者をいう。以下この号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

[イ・ロ 略]

[号を削る。]

六十九 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この号及び第七十二号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

[イ・ロ 同左]

七十一 コントロール型の早期償還条項 次に掲げる性質をすべて満たす早期償還条項をいう。

イ 早期償還が行われる場合に十分な償還原資及び流動性を確保するための適切な計画が存在すること。

ロ すべての取引期間（早期償還が開始されてから債務の返済が完了するまでの期間を含む。）にわたつて、毎月の一
定時点における商工組合中央金庫及び投資家の未収債権の
残高の割合に応じて利息、元本、費用、損失額及び回収額
が配分されること。

ハ 早期償還の開始から終了までの期間は、当該開始時点における証券化目的導管体の債務総額の九十パーセント以上が償還又はデフォルトしたものととして認識されるのに十分な程度の長期に設定されること。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔七十二の二～七十七 略〕

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十三条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開

ニ ハに定める期間内のいずれの時点においても、未償還残高は、当該期間において均等額の償還を行った場合の未償還残高を下回ってはならない。

七十一 非コントロール型の早期償還条項 早期償還条項のうちコントロール型の早期償還条項を除いたものをいう。

七十二 エクセス・スプレッド 証券化目的導管体が受け取る収益その他の収入の合計額から、投資家への元利払いの額、サービサーへの支払手数料、貸倒償却その他証券化エクスポージャーに対する元利払いに優先する証券化目的導管体の費用を控除した額のことをいう。

〔七十二の二～七十七 同左〕

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十三条 〔同左〕

〔2・3 同左〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手

始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては標準的手法を含む。第二十四条第四項において同じ。）とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分については商工組合中央金庫を標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 略〕

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第二十四条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エ

法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては標準的手法を含む。第二十四条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 同左〕

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第二十四条 〔同左〕

〔2・3 同左〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部

クスポージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分については商工組合中央金庫を標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

[5 ・ 6 略]

(標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十五条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウエイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

- 一 次節に規定するリスク・ウエイトを資産の額並びに第三節のオフ・バランス取引並びに第四節の派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第六十条の規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

[5 ・ 6 同左]

(標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十五条 [同左]

- 一 次節に定めるリスク・ウエイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第六十条及び第二百二十九条から第二百三十五条までの規定

ニ 第六章に定めるところにより算出した証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

三 [略]

四 [略]

(格付等の使用基準の設定)

第二十七条 [略]

[2・3 略]

4 以下この章において格付、個別格付（特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。）、債務者信用力格付（債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。）、短期格付（以下この項において「格付」と総称する。）又はカントリリー・リスク・スコアとあるのは、それぞれ標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が設ける第一項に規定する基準において標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が用いることが可能な格付又はカントリリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリリー・スコアがない場合には、無格付とする。

(不動産取得等事業者向けエクスポージャー)

第四十七条 第四十二条、第四十三条及び第四十五条の規定にかか

により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

[号を加える。]

ニ [同左]

三 [同左]

(格付等の使用基準の設定)

第二十七条 [同左]

[2・3 同左]

4 以下この章及び第六章第二節第一款において格付、個別格付（特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。）、債務者信用力格付（債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。）、短期格付又はカントリリー・リスク・スコアとあるのは、それぞれ標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が設ける第一項に規定する基準において標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が用いることが可能な格付又はカントリリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とする。

(不動産取得等事業者向けエクスポージャー)

第四十七条 第四十二条、第四十三条及び第四十五条の規定にかか

わらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの（前条に規定するものを除く。第二百五十条の二第三項第二十号において「不動産取得等事業向けエクスポージャー」という。）のリスク・ウエイトは、第四十二条又は第四十三条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

（リスク・ウエイトのみなし計算）

第五十三条の四 [略]

2 [略]

3 前項の場合において、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該商工組合中央金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、才

わらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの（前条に規定するものを除く。）のリスク・ウエイトは、第四十二条又は第四十三条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

（リスク・ウエイトのみなし計算）

第五十三条の四 [同左]

2 [同左]

3 前項の場合において、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該商工組合中央金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、才

フ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引以外の派生商品取引の一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額」と読み替えるものとする。

4 [略]

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウエイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する商工組合中央金庫とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウエイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウエイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウエイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

フ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額」と読み替えるものとする。

4 [同左]

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウエイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する商工組合中央金庫とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウエイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウエイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウエイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

<p>6 [略]</p> <p>7 前項の場合において、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該商工組合中央金庫を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取り相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。</p> <p>[8～10 略]</p> <p>(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)</p> <p>第七十条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。</p>	<p>6 [同左]</p> <p>7 前項の場合において、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該商工組合中央金庫を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取り相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。</p> <p>[8～10 同左]</p> <p>(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)</p> <p>第七十条 [同左]</p>
---	---

【一～三 略】

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ 【略】

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第四十条又は第四十一条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第四十三条第一項の表を準用するものとする。次号及び第七十五条第一項第一号において同じ。）が2―2、4―3又は6―10（再証券化エクスプोजチャーに該当するものを除く。）以上であるもの

ハ 【略】

【五～七 略】

第七十五条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が標準的ボラテイル率調整率を用いるときにおいて、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラテイル率調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラテイル率調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各

【一～三 同左】

四 【同左】

イ 【同左】

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第四十条又は第四十一条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第四十三条第一項の表を準用するものとする。次号及び第七十五条第一項第一号において同じ。）が2―2、4―3又は6―3（再証券化エクスプोजチャーに該当するものを除く。）以上であるもの

ハ 【同左】

【五～七 同左】

第七十五条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が標準的ボラテイル率調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラテイル率調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラテイル率調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各

号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラテイル率調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間	ボラテイル率調整率		
		特定の発行体の場合（パースメント）	特定の発行体以外の発行体であつて証券化エクスポート（ジャー以外の場合（パースメント））	証券化エクスポートの場合（ジャーの）
信用リスク区分が1 —1、2—1、4— 1、5—1、 <u>6—1</u> 、 <u>6—2</u> 、6—3、	一年以下	〇・五	一	二
	一年超五 年以下	二	四	八

号に定めるものとする。

一 [同左]

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間	ボラテイル率調整率		
		特定の発行体の場合（パースメント）	特定の発行体以外の発行体であつて証券化エクスポート（ジャー以外の場合（パースメント））	証券化エクスポートの場合（ジャーの）
信用リスク区分が1 —1、2—1、4— —1、5—1、 <u>6—</u> <u>1</u> 若しくは7—1の	一年以下	〇・五	一	二
	一年超五 年以下	二	四	八

6—4若しくは7—1の場合又は第七十条第三号に該当する場合	五年超	四	八	十六
	一年以下	一	二	四
信用リスク区分が1—2、1—3、2—2、4—2、4—3、5—2、5—3、 <u>6—5</u> 、 <u>6—6</u> 、 <u>6—7</u> 、 <u>6—8</u> 、 <u>6—9</u> 、 <u>6—10</u> 、7—2若しくは7—3の場合又は第七十条第五号の条件を満たす場合	五年超	六	十二	二十四
	一年超 五年以下	三	六	十二
[略]				

(注) [略]

場合又は第七十条第三号に該当する場合	五年超	四	八	十六
	一年以下	一	二	四
信用リスク区分が1—2、1—3、2—2、4—2、4—3、5—2、5—3、 <u>6—2</u> 、 <u>6—3</u> 、 <u>7—2</u> 若しくは7—3の場合又は第七十条第五号の条件を満たす場合	五年超	六	十二	二十四
	一年超 五年以下	三	六	十二
[同左]				

(注) [同左]

二 [略]

2 [略]

(プロテクションを提供した場合)

第一百七十七条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫がファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合には、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのリスク・ウエイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウエイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。
[項を削る。]

(プロテクションを提供した場合)

第一百十九条 第一百七十七条の規定は、標準的手法を採用した場合の

二 [同左]

2 [同左]

(プロテクションを提供した場合)

第一百七十七条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫がファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合において、適格格付機関が当該クレジット・デリバティブに格付を付与しているときは、商工組合中央金庫は、当該プロテクションの提供に係るエクスポージャーについて第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウエイトを適用しなければならない。

2 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、商工組合中央金庫は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウエイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウエイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

(プロテクションを提供した場合)

第一百十九条 第一百七十七条の規定は、標準的手法を採用した場合の

商工組合中央金庫がセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条中「フアースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポートのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さいエクスポートについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

第三百三十三条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

- 一 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポート、リテール向けエクスポート及び株式等エクスポートについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第百七十四

商工組合中央金庫がセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「フアースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、同条第二項中「信用リスク・アセットの額を算出しなければならぬ」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出しなければならぬ。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポートのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さいエクスポートについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

第三百三十三条 【同左】

- 一 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポート、リテール向けエクスポート及び株式等エクスポート及び証券化エクスポートについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債

条第一項に規定するリース料をいう。次号において同じ。) 、
同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセット
の額を含む。) 、第四百四十八条第一項第二号に掲げるPD/LGD方
式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千
二百五十パーセントのリスク・ウエイトを乗じて得た額、第百
四十九条第十項の規定により算出される信用リスク・アセット
の額、第百六十一条の二の規定により算出される信用リスク・
アセットの額並びに特定項目のうち第二条第一号又は第十四条
第一号の算式における普通出資等T i e r 1 資本に係る調整項
目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポージャーの信用
リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並び
に第百四十九条(第十項を除く。)の規定が適用されるエク
スポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額
の信用リスク・アセットの額の合計額

二 [略]

三 第六章に定めるところにより算出した証券化エクスポー
ジャーに係る信用リスク・アセットの額

四 [略]

五 [略]

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

権、リース料(第百七十四条第一項に規定するリース料をいう
。次号において同じ。) 、同時決済取引及び非同時決済取引に
係る信用リスク・アセットの額を含む。) 、第四百四十八条第一
項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポ
ージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウエ
イトを乗じて得た額、第百四十九条第十項の規定により算出さ
れる信用リスク・アセットの額、第百六十一条の二の規定によ
り算出される信用リスク・アセットの額並びに特定項目のうち
第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通出資等T
i e r 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係
るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額に一
・〇六を乗じて得た額並びに第百四十九条(第十項を除く。)の
規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース
取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計
額

二 [同左]

[号を加える。]

三 [同左]

四 [同左]

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第三百三十九条 [略]

[2～4 略]

5 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、事業法人等向けのリボルビング型エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡されたときは、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全てについて追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

6 [略]

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百四十七条 [略]

2 [略]

3 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、リテール向けのリボルビング型エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡されたときは、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全てについて追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

[項を削る。]

第三百三十九条 [同左]

[2～4 同左]

[項を加える。]

5 [同左]

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百四十七条 [同左]

2 [同左]

3 適格リボルビング型リテール・エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済の信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、譲渡人の持分に係る未実行部分について追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

4 前項において推計されるオフ・バランス資産項目に係るEADは

、証券化取引の原資産として譲渡された実行済の信用供与に対応する未実行部分全体のEADに、当該証券化取引において内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が保有する部分の占める割合を乗じた値とする。

5 [同左]

第四百四十九条 [同左]

2 [同左]

3 前項の場合において、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該商工組合中央金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第三百三十三条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「信用リスク・アセットの額を含む」とあるのは「信用リスク・アセットの額を含むものとし、第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引については、第三百三十九条第五項又は第三百四十七条第五項の規定により算出されるEADに一・五を乗じて得た額を当該派生商品取引のEADとして算出した信用リスク・アセットの額とする」と、同条第二号中「と読み替えるものとする

4 [略]

第四百四十九条 [略]

2 [略]

3 前項の場合において、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該商工組合中央金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第三百三十三条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第四号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「信用リスク・アセットの額を含む」とあるのは「信用リスク・アセットの額を含むものとし、第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引については、第三百三十九条第六項又は第三百四十七条第四項の規定により算出されるEADに一・五を乗じて得た額を当該派生商品取引のEADとして算出した信用リスク・アセットの額とする」と、同条第二号中「と読み替えるものとする

」とあるのは「と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする」と、同条第三号中「信用リスク・アセット」とあるのは「信用リスク・アセット（同章第二節第三款第三目に規定する外部格付準拠方式により当該証券化エクスポートジャーのリスク・ウエイトを算出したものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が前項の規定により保有エクスポートジャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たつては、次の各号に掲げる当該裏付けとなる資産等のエクスポートジャーの信用リスク・アセットの額を当該各号に定める手法により算出するものとする。

【一・二 略】

【号を削る。】

5 【略】

6 前項の規定により保有エクスポートジャーの裏付けとなる資産等

」とあるのは「と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

4 【同左】

【一・二 同左】

三 前号に規定する保有エクスポートジャーの裏付けとなる資産等に含まれる証券化エクスポートジャー 第二百三十九条に規定する外部格付準拠方式

5 【同左】

6 【同左】

の信用リスク・アセットの総額を算出する場合にあっては、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、次の各号に掲げる当該エクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 [略]

二 証券化エクスポージャー 前項の第三者を当該証券化エクスポージャーを直接保有する内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫とみなして、第百三十三条の規定（第三号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条第三号中「信用リスク・アセット」とあるのは「信用リスク・アセット（同章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式により当該証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトを算出したものに限る。）の額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウエイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウエイトに一・二を乗じる調整を行うものと

一 [同左]

二 証券化エクスポージャー 前項の第三者を当該証券化エクスポージャーを直接保有する内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫とみなして、第百三十三条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウエイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（証券化エクスポージャーにあっては、第二百三十九条に規定する外部格付準拠方式に限る。）により」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウエイトに一・二を乗じる調整を行うものと

する」と、「第六節」とあるのは「第四章第六節」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウエイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウエイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中、「次節」とあるのは「第四章第二節」と、「第三節」とあるのは「第四章第三節」と、「第四節」とあるのは「第四章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取り相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

7 [略]

8 前項の場合において、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする

一 [略]

する」と、「第六節」とあるのは「第四章第六節」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウエイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウエイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「次節」とあるのは「第四章第二節」と、「第三節」とあるのは「第四章第三節」と、「第四節」とあるのは「第四章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取り相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

7 [同左]

8 [同左]

一 [同左]

二 証券化エクスポージャー 当該商工組合中央金庫を当該証券化エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第百三十三条の規定（第三号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条第三号中「信用リスク・アセット」とあるのは「信用リスク・アセット（同章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式により当該証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトを算出したものに限る。）」と読み替えるものとする

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 当該商工組合中央金庫を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法を採用した商工組合中央金庫とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、「第六節」とあるのは「第四章第六節」と、同条第一号中「次節」とあるのは「第四章第二節」と、「第三節」とあるのは「第四章第三節」と、「第四節」とあるのは「第四章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

二 証券化エクスポージャー 当該商工組合中央金庫を当該証券化エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第百三十三条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（証券化エクスポージャーにあっては、第二百三十九条に規定する外部格付準拠方式に限る。）により」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 当該商工組合中央金庫を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法を採用した商工組合中央金庫とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、「第六節」とあるのは「第四章第六節」と、同条第一号中「次節」とあるのは「第四章第二節」と、「第三節」とあるのは「第四章第三節」と、「第四節」とあるのは「第四章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

[9～11 略]

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第五十二条 〔略〕

[2・3 略]

4 先進的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、第三十八条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、LGD の自行推計値に代えて適格購入事業法人等向けエクスポージャーに対応する長期的な損失率 (以下「長期的な損失率」という。)を PD で除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率を PD で除して得た値は、第九十九条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

[5～9 略]

(購入債権における保証の取扱い)

第五十五条 〔略〕

[2～4 略]

5 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額に

[9～11 同左]

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第五十二条 〔同左〕

[2・3 同左]

4 先進的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、第三十八条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、LGD の自行推計値に代えて適格事業法人等向けエクスポージャーに対応する長期的な損失率 (以下「長期的な損失率」という。)を PD で除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率を PD で除して得た値は、第九十九条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

[5～9 同左]

(購入債権における保証の取扱い)

第五十五条 〔同左〕

[2～4 同左]

5 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を

ついて最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されているときには、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する場合で、証券化取引が行われたものとみなして信用リスク・アセットの額を算出する証券化エクスポージャーについて、第六章第二節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出するときは、第二百四十条第五項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD (\underline{LGD}) は、次の算式により算出する値をいうものとする。

$$\underline{LGD} = \left(\frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right)$$

×(デフォルト・リスクに係る第二百六十二条第一項に定める \underline{LGD}) +

$$\left(\frac{\text{希薄化リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{百パーセント})$$

6 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、購入債権に係る取引が第四項第一号に掲げる事由に該当するときであ

被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合は、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する場合で、指定関数方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出するときは、第二百四十五条第一項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD (\underline{LGD}) は次の算式により算出する値をいうものとする。

$$\underline{LGD} = \left(\frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right)$$

×(デフォルト・リスクに係る第二百六十二条第一項に定める \underline{LGD}) +

$$\left(\frac{\text{希薄化リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{百パーセント})$$

[項を加える。]

って、当該商工組合中央金庫が同号に規定する譲渡人であるときは、譲渡した債権のデンスカウト部分を証券化取引における最劣後部分として取り扱うものとする。

7 [略]

(証券化エクスపోジチャーの信用リスク・アセット)

第二百二十九条 第四章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスపోジチャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。ただし、前章の規定のうち、第二百二十二条、第二百五十五条及び第二百二十六条の規定は、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が第二節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウエイトを算出する証券化エクスపోジチャーに係る第二百三十七条第一項の K_{net} 及び同条第八項に掲げる算式の K_{net} を算出するに当たって行う内部格付手法による裏付資産の所要自己資本の額の算出について準用する。

[条を削る。]

6 [同左]

(証券化エクスపోジチャーの信用リスク・アセット)

第二百二十九条 第四章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスపోジチャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

(千二百五十パーセントのリスク・ウエイトが適用される証券化エクスపోジチャー)

第二百三十条 次に掲げるものは千二百五十パーセントのリスク・ウエイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百三十条 商工組合中央金庫は、資産譲渡型証券化取引のオ
リジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれか
を満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額
を算出するものとする。

一 [略]

二 当該商工組合中央金庫が原資産に対して有効な支配権を有
しておらず、商工組合中央金庫の倒産手続等においても当該商
工組合中央金庫又は当該商工組合中央金庫の債権者の支配権が
及ばないように、原資産が法的に商工組合中央金庫から隔離さ
れており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士
法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外
国弁護士による法律事務の取扱い）に関する特別措置法（昭和六
十一年法律第六十六号）第二条第二号に規定する外国弁護士を

- 一 この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウエ
イトが適用される証券化エクスポージャー
- 二 信用補充機能を持つI/Oストラクチャス
- 2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられて
いる場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク
・ウエイトが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し
引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百三十一条 商工組合中央金庫は、資産譲渡型証券化取引の
オリジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれ
かを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの
額を算出しなければならない。

一 [同左]

二 商工組合中央金庫が原資産に対して有効な支配権を有して
おらず、商工組合中央金庫の倒産手続等においても商工組合中
央金庫又は商工組合中央金庫の債権者の支配権が及ばないよう
に、原資産が法的に商工組合中央金庫から隔離されており、か
つ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十
四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士によ
る法律事務の取扱い）に関する特別措置法（昭和六十一年法律第
六十六号）第二条第二号に定める外国弁護士を総称していう。

いう。次項第三号並びに第二百五十条の二第三項第九号及び第十五号において同じ。) による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

イ 当該商工組合中央金庫が譲受人に対して当該原資産の買戻権を有していること。ただし、買戻権の行使が第六号に該当するクリーンアップ・コールである場合は、この限りでない。

ロ 当該商工組合中央金庫が当該原資産に係る信用リスクを負担していること。ただし、前号に反しない限度での劣後部分の保有は妨げられない。

三 当該証券化取引における証券化エクスポージャーに係る投資家の権利は、原資産の譲渡人である当該商工組合中央金庫に対する請求権を含むものでないこと。

四 [略]

五 原資産の譲渡契約において次のイからハまでに掲げる条項のいずれかが含まれるものでないこと。

イ 原資産の信用力の向上を目的として、当該商工組合中央金庫が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

) による意見書を具備していること。この場合において、次の要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

イ 商工組合中央金庫が譲受人に対して当該原資産の買戻権を有していること。ただし、買戻権の行使が第六号に該当するクリーンアップ・コールである場合は、この限りでない。

ロ 商工組合中央金庫が当該原資産に係る信用リスクを負担していること。ただし、前号に反しない限度での劣後部分の保有は妨げられない。

三 当該証券化取引における証券化エクスポージャーに係る投資家の権利は、原資産の譲渡人である商工組合中央金庫に対する請求権を含むものでないこと。

四 [同左]

五 [同左]

イ 原資産の平均的な信用力の向上を目的として、商工組合中央金庫が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

- ロ 譲渡日以降に当該商工組合中央金庫による最劣後部分や信用補充の追加的な引受けを認める条項
- ハ 証券化エクスポンダーの裏付資産の信用力の劣化に応じて投資家、第三者たる信用補充提供者その他の当該商工組合中央金庫以外の者に対する利益の支払を増加させる条項
- 六 [略]
- 七 当該証券化取引に係る契約において、前号イからハまでに掲げる条件の全てを満たすクリーンアップ・コールに係る条項又はやむを得ないと認められる場合における取引の終了を定める条項を除き、当該証券化取引を早期に終了させる権利又は条件を定めた条項が含まれていないこと。
- 八 一以上のリボルビング型の信用供与を原資産を含む証券化取引に係る契約において、当該リボルビング型の信用供与に係る当該商工組合中央金庫の持分に対して次に掲げる効果のいずれかをもたらす早期償還条項又はこれに類する条項が含まれていないこと。
- イ 当該商工組合中央金庫の保有する持分が当該商工組合中央金庫以外の投資家の持分に優先する状況又は当該投資家の持分と同順位にある状況において、当該商工組合中央金庫の持分を当該投資家の持分よりも劣後させる変更
- ロ 当該商工組合中央金庫の持分が当該証券化取引における劣後部分を構成する状況において、当該商工組合中央金庫

- ロ 譲渡日以降に商工組合中央金庫による最劣後部分や信用補充の追加的な引受けを認める条項
- ハ 証券化エクスポンダーの裏付資産の信用力の劣化に応じて投資家、第三者たる信用補充提供者その他の商工組合中央金庫以外の者に対する利益の支払を増加させる条項
- 六 [同左]
- [号を加える。]
- [号を加える。]

の持分を当該証券化取引の他の当事者の持分よりも更に劣後させる変更

ハ イ及びロ以外の方法により当該商工組合中央金庫の持分の損失リスクを増加させる変更

九 [略]

2 第四章第六節の規定は、前項第六号、第八号若しくは第九号に掲げる条件又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、同節中「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「商工組合中央金庫」と、第九十五条第一号中「エクスポートジャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポートジャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第三百三条第二号中「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的の導管体を除く」と、第一百二十二条及び第一百十三条中「エクスポートジャーの残存期間」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポートジャーの残存期間のうち最も長いもの」と読み替えるものとする。

一 [略]

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ リップルピニング型の信用供与を原資産プールを含む証券化

七 [同左]

2 第四章第六節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第九十五条第一号中「エクスポートジャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポートジャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第三百三条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的の導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一 [同左]

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次に掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ 信用事由が生じた場合でも保証、担保権又はプロテクシ

取引における商工組合中央金庫の持分を実質的に劣後させる効果をもたらす早期償還条項、信用事由が生じた場合でも保証、担保権若しくはプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補完の提供が終了する条項又はこれらに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

[ロ～ホ 略]

三 [略]

3 前二項に掲げる要件を満たす証券化取引が早期償還条項を有する場合であつて、当該早期償還条項が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、オリジネーターである商工組合中央金庫は、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 原資産の補充が行われる仕組みの取引であつて、原資産の補充が停止し、かつ、早期償還により商工組合中央金庫が新規のエクスポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合

二 原資産にリボルビング型の信用供与が含まれる早期償還条項を有する証券化取引のうち、ターム型（信用供与の期間及び額が定められているものをいう。）の信用供与と類似した構造を持ち、原資産のリスクがオリジネーターである商工組

ションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補完の提供が終了する条項又はこれに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

[ロ～ホ 同左]

三 [同左]

[項を加える。]

合中央金庫に遡及せず、かつ、早期償還の実施がオリジネーターである商工組合中央金庫の権利を実質的に劣後させない場合

三 商工組合中央金庫が一以上のリボルビング型の信用供与枠を証券化しており、早期償還の開始以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出しのリスクを投資家が負っている場合

四 関連法令の重大な変更その他の証券化された原資産のパフォーマンス又は当該原資産の譲渡人である商工組合中央金庫の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合

4 [略]

(証券化取引のデュー・ダイリジェンス等)

第二百三十一条 商工組合中央金庫は、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り、次節第二款に規定する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計測手法を適用することができる。

一 商工組合中央金庫の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

二 商工組合中央金庫の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフオーマンスに

3 [同左]

[条を加える。]

係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

三 商工組合中央金庫の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

四 商工組合中央金庫が、第一条第二号のニイ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びバンプオアプンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五 前各号に掲げる条件を満たすための管理規程等を作成していること。

2 次節の規定にかかわらず、商工組合中央金庫は、前項各号に掲げるいずれかの条件を満たさない証券化エクスポージャーについて千二百五十パーセントのリスク・ウエイトを適用するものとする。

3 商工組合中央金庫は、第一項の場合において、当該商工組合中央金庫が証券化エクスポージャー（第二百三十四条に規定する証券化エクスポージャーを除く。）を保有する証券化取引の才

リジネーター（当該商工組合中央金庫がオリジネーターである場合を含む。）が次に掲げるいずれかの条件を満たしていることを確認することができないときは、オリジネーターの原資産に対する関与の状況、原資産の質その他の事情から不適切な原資産の組成がされていないと判断することができない限り、当該証券化エクスポージャーについて第二節第二款の規定により算出されるリスク・ウエイトに三を乗じて得られる値（千二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセント。）を当該証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトとして用いるものとする。

一 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの全てのトラジエを均等に保有し（信用リスクをヘッジする方法その他の方法によりオリジネーターが実質的に信用リスクを負担していない部分については、保有していないものとみなす。以下この項において同じ。）かつ、当該証券化エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

二 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトラジエを保有し、かつ、当該エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

三 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトラジエが五パーセント未満であって、当該トラジエの全てを保有するとともに、当該トラジエ以外の各トラジエ

を均等に保有し、かつ、当該エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

四 当該証券化取引における証券化エクスポージャーを継続的に保有することにより、当該オリジネーターが負担する信用リスクが前各号の条件を満たす場合の信用リスクと同等以上であると認められること。

(一の証券化取引における所要自己資本の総額の上限)

第二百三十一条の二 商工組合中央金庫は、一の証券化取引（再証券化取引を除く。）において保有する一以上の証券化エクスポージャーの所要自己資本の額（第二百三十一条の四の規定に基づいて算出される証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額をいう。）の総額について、当該証券化エクスポージャーが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該証券化エクスポージャーの裏付資産に係る所要自己資本の額（商工組合中央金庫が内部格付手法を採用した場合であつて、当該証券化エクスポージャーが第二号又は第三号に該当するときには、自己を標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫とみなして計算する裏付資産に係る所要自己資本の額とする。）の合計額に当該商工組合中央金庫の持分比率（一のトラanchesについて当該商工組合中央金庫が保有す

[条を加える。]

る一以上の証券化エクスプージャーの名目額を当該トランジエ全体の名目額で除して得た割合をいう。次項において同じ。)を乗じて得た額を上限とすることができる。

一 次節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウエイトを算出する証券化エクスプージャー

二 商工組合中央金庫が当該証券化取引のオリジネーターである場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウエイトを算出する証券化エクスプージャー

三 当該証券化取引のオリジネーターに該当しない内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が、第十三条第一項及び第二十四条第一項に規定する信用リスクに係る旧所自己資本の額を算出する場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウエイトを算出する証券化エクスプージャー (第十三条第一項及び第二十四条第一項に規定する新所自己資本の額の算出において第一号に該当し、この項の規定を適用している証券化エクスプージャーに限る。)

2 前項に規定する裏付資産に係る所要自己資本の額の合計額に当該商工組合中央金庫の持分比率を乗じて得た額は、次に掲げる算式により算出される額とする。

裏付資産のエクスポージャーの総額 $\times K_p \times P$

K_{IRB} は、裏付資産に係る所要自己資本率（裏付資産のプールがIRBプールである場合にあつては第二百三十七条の規定に基づいて算出される K_{IRB} を、SAプールである場合にあつては第二百四十八条の規定に基づいて算出される K_{SA} を、混合プールの場合にあつては裏付資産のうち第一条第六十八号に掲げる要件を満たす部分について第二百三十七条の規定に基づいて算出される K_{IRB} と当該部分以外の部分について第二百四十八条の規定に基づいて算出される K_{SA} とを、それぞれの部分のエクスポージャー額で加重平均して得られる値とする。）

P は、トランジェごとに算出した当該商工組合中央金庫の持分比率のうち最大のもの

3 第一項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び信用補完機能を持つI/Oストラップスは、証券化エクスポージャーの所要自己資本の額の総額に含めないものとする。

（重複するエクスポージャーの取扱い）

第二百三十一条の三 商工組合中央金庫は、一の証券化取引において保有する一の証券化エクスポージャーに係る義務を履行することによって、いかなる状況下においても、当該証券化取引において当該商工組合中央金庫が保有する他の証券化エクスポ

[条を加える。]

ージャーに係る全ての損失が回避されることが明らかである場合には、これらの証券化エクスポージャーの間に重複の状態が存在するものとして取り扱うことができる。この場合において、当該商工組合中央金庫は、これらの証券化エクスポージャーのそれぞれについて算出した信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該一の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

第一款 総則

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第二百三十一條の四 商工組合中央金庫は、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウエイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

- 一 信用補充機能を持つI/0ストラップス 千二百五十パーセント
- 二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 次款の

第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

第一款 標準的手法の取扱い

[条を加える。]

規定により算出されるリスク・ウェイト

2 前項において、オン・バランス資産項目の証券化エクスプोजィヤーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる額を当該各号に定める額から控除することができる。

一 商工組合中央金庫が保有するオン・バランス資産項目の証券化エクスプोजィヤーに対して計上している個別貸倒引当金
当該証券化エクスプोजィヤーの額

二 オリジネーターである商工組合中央金庫が証券化取引の原資産に対して計上している個別貸倒引当金又は証券化取引において原資産の譲渡時に行ったデイスカウントの額（返金を要しないものに限る。） 当該証券化取引について商工組合中央金庫が保有する証券化エクスプोजィヤー（この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）の額

3 第一項において、オフ・バランス資産項目の証券化エクスプोजィヤーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスプोजィヤーの区分に応じて、当該証券化エクスプोजィヤーの名目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額を当該証券化エクスプोजィヤーの額とする。

一 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスプोजィヤー 百パー

セット

- 4 第一項において、派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、S A - C C R、期待エクスポージャー方式又はカレント・エクスポージャー方式のいずれかを用いるものとする。
- 5 前項において、派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの額の算出に用いる計算方式の選択に当たっては、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫又は内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が直接保有する派生商品取引に係るエクスポージャーの与信相当額又はEADの算出に用いている計算方式と同じ方式を用いるものとする。ただし、当該派生商品取引に係るエクスポージャーの与信相当額又はEADの算出に用いている方式が複数ある場合には、そのいずれかの方式を用いるものとする。

[条を削る。]

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百三十二条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウエイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする

- 。一 長期格付の場合のリスク・ウエイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。
- イ オリジネーターのとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
6-1	二十	四十
6-2	五十	百
6-3	百	二百二十五
6-4	千二百五十	
6-5		

ロ イ以外のとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
6—1	二十	四十
6—2	五十	百
6—3	百	二百二十五
6—4	千二百五十	
6—5		

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エク	再証券化エクスポージャーの場合
---------	--------------------	-----------------

	スポンジヤーを除く (パーセント)	(パーセント)
	二十	四十
7-1	二十	四十
7-2	五十	百
7-3	百	二百二十五
7-4	千二百五十	

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポンジヤーが無格付の場合は、当該証券化エクスポンジヤーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。
- 一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさない場合
 - 二 商工組合中央金庫が証券化取引における格付の利用に関する基準のいずれかを満たさない場合
 - 三 適格格付機関が当該証券化エクスポンジヤーに付与する格付が証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又は

- クレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であつて、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第百三条で定める適格な保証人又はプロテクション提供者に該当しない場合
- 3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。
- 一 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして商工組合中央金庫が保有するエクスプージャーの信用リスクを適切に反映していること。
 - 二 当該格付は、証券化エクスプージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。
 - 三 当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。
 - 四 商工組合中央金庫が保有する証券化エクスプージャーに対して付与された格付が、商工組合中央金庫による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。
- 4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。
- 一 商工組合中央金庫が、同種の証券化エクスプージャーに対して利用する一又は複数の適格格付機関を定め、当該適格格

付機関が付与する格付を継続性をもって利用すること。

二 同一の証券化取引を構成する証券化エクスポートジャーについて個別の証券化エクスポートジャーごとに異なる適格格付機関から取得した格付を利用していないこと。

三 商工組合中央金庫の保有する証券化エクスポートジャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

四 商工組合中央金庫の保有する証券化エクスポートジャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフオーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五 商工組合中央金庫の保有する証券化エクスポートジャーについて、当該証券化エクスポートジャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

六 商工組合中央金庫が、第一条第二号のニイ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポートジャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポートジャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフオーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

-
- 七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。
- 5 第三十条の規定は、商工組合中央金庫が複数の適格格付機関の格付を利用しており、当該各適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウエイトが異なる場合について準用する。
- 6 商工組合中央金庫が保有する証券化エクスポージャーに対して商工組合中央金庫により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が商工組合中央金庫が保有する証券化エクスポージャーの一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。
- 7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付（同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百三十七条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウエイトの加重平均値を適用することができる。
-

一 当該証券化エクスపోジチャーが最優先証券化エクスపోジチャー（証券化エクスపోジチャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティーの請求権その他の重要でない請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの（再証券化エクスపోジチャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスపోジチャーが含まれているものを除く。）をいう。以下同じ。）であること。

二 商工組合中央金庫が、当該証券化エクスపోジチャーの裏付資産の構成を常に把握していること。

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスపోジチャーについて、千二百五十パーセントのリスク・ウエイトの適用に代えて、当該証券化エクスపోジチャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウエイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一 当該証券化エクスపోジチャーが経済的に最劣後部分に該当せず、かつ、それらが構成する証券化取引において、最劣後部分が当該証券化エクスపోジチャーに対して十分な信用リスクを引き受けしていると認められる場合

- 二 商工組合中央金庫が、当該証券化エクスポンダーに係る証券化取引の最劣後部分を保有していないこと。
- 9 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウエイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウエイトのうち、最も高いものとすることができる。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百三十三条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポンダーについては、当該証券化エクスポンダーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポンダーの与信相当額とする。

- 一 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウエイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完百パーセント
 - 二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント
 - 三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント
 - 四 前三号に掲げる証券化エクスポンダー以外のもの 百パーセント
- 2 商工組合中央金庫は、一の証券化エクスポンダーについて

[条を削る。]

自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百三十四条 商工組合中央金庫がオリジネーターでない場合において、証券化エクスポージャーに対する保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合、商工組合中央金庫は、被保証債権又は原債権である証券化エクスポージャーを保有している場合と同様の方法により信用リスク・アセットを算出しなければならぬ。

2 第四章第六節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第九十五条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。」と、第百三条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「

[条を削る。]

適格格付機関が4—3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4—2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的の導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(標準的手法における早期償還条項付の証券化取引の取扱い)

第二百三十五条 商工組合中央金庫は、オリジネーターとして、

早期償還条項付の証券化エクスポーザーの債務者たる証券化目的の導管体に対して、タムム型(信用供与の期間及び額が定められているものをいう。以下同じ。)エクスポーザー及びリボルビング型エクスポーザーにより構成されうる原資産を譲渡した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、投資家の保有する証券化エクスポーザーの額のうち、リボルビング型エクスポーザーを裏付資産とする部分に相当する額に、コントロール型の早期償還条項に対応する掛目又は非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目及び対象となるエクスポーザーに係る証券化取引が行われなかった場合に原資産に対して適用されるリスク・ウエイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額として算出しなければならない。ただし、留保された証券化エクスポーザーの信用リスク・アセットの額又は原資産が証券化されなかった場合の原資産の信用リスク・アセットの額のいずれか大きい額を

[条を削る。]

上限とする。

- 一 原資産の補充が行われる仕組の取引であって、裏付資産の補充が停止し、かつ、早期償還により商工組合中央金庫が新規のエクスポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合
 - 二 早期償還条項を有するリボルビング型取引のうち、ターム型の信用供与と類似した構造を持ち原資産のリスクがオリジネーターである商工組合中央金庫に遡及しない場合
 - 三 商工組合中央金庫が1以上の信用供与枠を証券化しており、早期償還の実施以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出のリスクを投資家が負っている場合
 - 四 関連法令の重大な変更等、証券化された資産や裏付資産の譲渡人である商工組合中央金庫の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合
- 2 前項に掲げる「コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に掲げる掛目をいう。

任意の時期に無条件で取消し可能な場合 (パーセント)	上記以外の場合 (パーセント)
-------------------------------	--------------------

リテール向けエクスプ ーヂャーの 場合	トランプینگ・ボ イント（エクス ・スプレットの留 保が求められてい ない証券化取引で は、トランプینگ ・ポイントの値は 四・五パーセント とする。）に対す る三月の平均エク セス・スプレット の割合	掛目	掛目：九十
百三十三・三三以 上		零	
百三十三・三三未 満百以上		一	
百未満七十五以上		二	
七十五未満五十以		十	

	上	
	五十未満二十五以上	二十
	二十五未満	四十
右記以外の 場合	掛目：九十	掛目：九十

(注) トラップینگ・ポイントとは、証券化目的導管体が契約上自己の勘定において留保することを義務付けられるエクス・スプレッドの水準のことをいう。以下同じ。

3 第一項に掲げる「非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に掲げる掛目をいう。

	任意の時期に無条件で取消し可能である場合 (パーセント)	上記以外の場合 (パーセント)
リテール向	トラップینگ・ポイント	掛目：百

エクスポート ジャーの 場合	インポート（エクスポート・スプレットの留保が求められていない証券化取引では、トラツピング・ポイントの値は四・五パーセントとする。）に対する三月の平均エクスポート・スプレットの割合	
	百三十三・三三以上	零
	百三十三・三三未満百以上	五
	百未満七十五以上	十五
	七十五未満五十以上	五十

第二款 証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトの取扱い

第一目 総則

(リスク・ウエイトの算出)

第二百三十二條 前条第一項第二号に掲げる証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウエイトを算出するに当たっては、当該リスク・ウエイトの算出方式を次条の規定により判定するものとし、当該判定された算出方式に基づき、第二目から第七目までに定めるところによりリスク・ウエイトを算出するものとする。

2 前項の規定によりリスク・ウエイトを算出することができない場合には、同項の証券化エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウエイトを適用するものとする。

(リスク・ウエイトの算出方式の判定)

	五十未満	百	
右記以外の場合	掛目：百		掛目：百

第二款 内部格付手法の取扱い

[目名を付する。]

[条を加える。]

第二百三十三條 IRBルールに係る証券化エクスポージャーに適用

[条を加える。]

するリスク・ウエイトを算出するに当たっては、内部格付手法
準拠方式を用いるものとする。

2 SAルールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・
ウエイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区
分に依りて、当該各号に定める方式を用いるものとする。

一 適格格付機関の格付が付与されている場合又は第二百四十
二条に規定する推定格付が存在する場合 外部格付準拠方式

二 前号に掲げる場合以外の場合 標準的手法準拠方式

3 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、前項第
二号の場合において、ABCPプログラム（ABCPの満期が一年以内
のものに限る。）に対する流動性補充、信用補充その他の証券
化エクスポージャーに適用するリスク・ウエイトを算出するに
当たっては、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を
受けた場合に限り、標準的手法準拠方式に代えて、第四目に規
定する内部評価方式を用いることができる。

4 混合ルールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク
・ウエイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の
区分に依りて、当該各号に定める方式を用いるものとする。

一 当該証券化エクスポージャーの裏付資産のルールを構成す
るエクスポージャーのうち、第一条第六十八号に掲げる要件
を満たすエクスポージャーが占める割合が九十五パーセント

以上である場合 内部格付手法準拠方式

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該混合プールのSAルールとみなして、前二項の規定により判定されるリスク・ウエイトの算出方式

5 前各項の規定にかかわらず、再証券化エクスポージャーについて適用するリスク・ウエイトを算出するに当たっては、標準的手法準拠方式を用いるものとする。

(金利スワップ又は通貨スワップ等の派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの取扱い)

第百三十四条 商工組合中央金庫が、その保有する証券化エクスポージャーに関してマーケット・リスクに対するヘッジ手段の提供を目的として派生商品取引を締結している場合において、当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウエイトを適用するものとする。

一 当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクスポージャーと同順位にある他の証券化エクスポージャーが存在する場合 当該他の証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウエイト

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクスポージャーに劣後する他の証

[条を加える。]

券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウエイト

第二且 内部格付手法準拠方式

(リスク・ウエイト)

第二百三十五條 内部格付手法準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める比率とする。ただし、証券化エクスポージャーの優先劣後構造により提供される信用補完の仕組みが当該証券化エクスポージャーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等に扱うものでない場合は、この限りでない。

- 一 デタッチメント・ポイント (D) (第二百三十九條第二項の規定により算出されるデタッチメント・ポイント (D) をいう。以下同じ。) が K_{IRB} (第二百三十七條の規定により算出される内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{IRB})) をいう。以下同じ。) 以下の場合 千二百五十パーセント
- 二 デタッチメント・ポイント (A) (第二百三十九條第一項の規定により算出されるデタッチメント・ポイント (A) をいう。以下同じ。) が K_{IRB} 以上の場合 次条の規定により算出される K_{IRB} 超過部分の所要自己資本率 ($K_{SSFA} (K_{IRB})$) に十二・五を乗じて得られる比率 (当該比率が十五パーセントを下回る場合にあっては、十五パーセント)

[目名を付する。]

[条を加える。]

三 アタツチメント・ポイント (A) が K_{IRB} 未満であり、かつ、デ
 タツチメント・ポイント (D) が K_{IRB} を超える場合 次に掲げる
 算式により算出される比率 (当該比率が十五パーセントを下回
 る場合にあつては、十五パーセント)

$$RW = \left[\left(\frac{K_{IRB} - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[\left(\frac{D - K_{IRB}}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA(K_{IRB})} \right]$$

$K_{SSFA(K_{IRB})}$ は、次条の規定により算出される K_{IRB} 超過部分の所要自
 己資本率

(K_{IRB} 超過部分の所要自己資本率 ($K_{SSFA(K_{IRB})}$))

第二百三十六条 前条第二号及び第三号に規定する K_{IRB} 超過部分の
 所要自己資本率 ($K_{SSFA(K_{IRB})}$) は、次に掲げる算式により算出され
 る値をいう。

$$K_{SSFA(K_A)} = \frac{e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}}{a(u - l)}$$

$$a = - (1 / (p \cdot K_{IRB}))$$

$$u = D - K_{IRB}$$

$$l = \max (A - K_{IRB}, 0)$$

e、A、D及びpは、それぞれ次に掲げるものとする。

e)は、自然対数の底 (2.71828を用いるものとする。)

A)は、アタツチメント・ポイント (A)

D)は、デタツチメント・ポイント (D)

p)は、第二百四十条の規定により算出されるパラメーター

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百三十六条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金
 庫は証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットを計算
 する場合は、この款の規定によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産の
 信用リスク・アセットの過半が標準的手法の対象である場合には
 、標準的手法により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・
 アセットの額を計算しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産
 に対して適用すべき信用リスク・アセットの計算の手法が特定さ
 れていない場合には、商工組合中央金庫がオリジネーターであ
 るときは第一款に定める標準的手法、それ以外のときはこの款で
 定める外部格付準拠方式により当該証券化エクスポージャーの信
 用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

<p>(内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{RRB}))</p> <p><u>第二百三十七条</u> 証券化エクスプोजャーがIRBルールに係る証券化エクスプोजャーである場合には、前二条の内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{RRB}) は、裏付資産のエクスプोजャー (オフ・バランス資産項目に係るエクスプोजャーを含む。以下この条及び次条において同じ。) について内部格付手法により算出される所要自己資本の額 (期待損失額及び信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額のパーセントを合計した額をいう。第四項及び第七項において同じ。) の合計額 (以下この条及び次条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。) を、当該裏付資産のエクスプोजャーの総額で除して得た値を小数で表したものとす。</p> <p>2 前項のK_{RRB}の算出に当たって、証券化目的の導管体が存在する場合には、当該証券化目的の導管体の全てのエクスプोजャーを裏付資産として取り扱うものとする。ただし、重要ではないことが明らかでないエクスプोजャーについては、この限りでない。</p> <p>3 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たっては、同項の証券化エクスプोजャーを保有する内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が裏付資産を直接保有し、又は購入していない場合であっても、当該裏付資産を直接保有し、又</p>	<p>4 第二百三十二条第六項の規定は、この款の規定により信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。</p> <p>(信用リスク・アセットの計算手法)</p> <p><u>第二百三十七条</u> 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、格付又は第二百三十九条第二項に定める推定格付が証券化エクスプोजャーに付与されている場合には、外部格付準拠方式により信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。</p> <p>2 第二百三十二条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。</p> <p>3 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、証券化エクスプोजャーが無格付である場合は、指定関数方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。</p> <p>4 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、ABCPプログラム (ABCPの満期が一年以内のものに限る。) に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスプोजャーが無格付である場合は、内部評価方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。</p> <p>5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスプोजャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスプोजャーは、千二百五十パーセントの信用リスク・ウェイトを適用するものとする。</p>
--	---

は購入しているものとみなす。

4 第一項のK_{res}の算出に当たって、裏付資産に金利スワップ、通貨スワップその他のヘッジを目的とした派生商品取引（クレジット・デフォルト・スワップを除く。）が含まれる場合には、これらの取引の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額は、裏付資産の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当該取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額は、裏付資産のエクスポージャーの総額に含めないものとする。

5 第一項のK_{res}の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

6 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のデイスカウンツ部分（返金を要しないものに限る。）を勘案しないものとする。

7 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たって、裏付資産に購入債権が含まれる場合には、当該購入債権に係るデフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額及び希薄化リスク相当部分の所要自己資本の額の合計額を当該購入債権に係る所要自己資本の額とする。ただし、希薄化リスク相当部分が重要でない場合には、デフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額のみをもって当該購入債権に係る所要自己資本の額とすることができる。

8 前各項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャー（次の算式のdが九十五パーセント以上となるものに限る。）である場合には、前二条の K_{IRB} は次に掲げる算式により得られる値とする。

裏付資産の所要自己資本率 $=d \times K_{IRB} + (1-d) \times K_{SA}$

d、 K_{IRB} 及び K_{SA} は、それぞれ次に掲げるものとする。

dは、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第六十八号に掲げる要件を満たす部分のエクスポージャーの合計額が当該混合プールに係る裏付資産のエクスポージャーの総額に占める割合

K_{IRB} は、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第六十八号に掲げる要件を満たす部分について前項までの規定を準用して算出される K_{IRB}

K_{SA} は、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第六十八号に掲げる要件のいずれかを満たさない部分について第二百四十八条の規定により算出される K_{SA}

(K_{IRB} 算出時のトツヅ・ダウン・アプローチ等の準用)

第二百三十八条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が前条第一項の K_{IRB} 及び同条第八項に掲げる算式の K_{IRB} の算出のために裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たっては、当該裏付資産のエクスポージャーのうち原資産プールに該

(所要自己資本の上限)

第二百三十八条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が一の証券化取引について保有する証券化エクスポージャーに対する所要自己資本の総額は、原資産に内部格付手法を適用した場合の所要自己資本の額を超えないものことができる。

当する部分が次に掲げる性質を全て有する事業法人等向けエクスポージャーによつて構成されており、かつ、当該商工組合中央金庫が当該原資産プールに含まれる個々の事業法人等向けエクスポージャーの債務者に係るデフォルト・リスクを評価することが困難な場合であつて、第三項により準用される規定に定める要件及びその他関連する内部格付手法の最低要件を全て満たすときは、第百五十条及び第百五十二条第二項から第九項までの規定を準用して得られた当該原資産プールのPD、LGD、EAD及び実効マチュリティを用いることができる。この場合において、これらの規定中「購入債権のプール」とあり、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーのプール」とあり、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーのプール」とあり、及び「適格購入事業法人等向けエクスポージャーのプール」とあるのは「原資産プール」と、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーの」とあるのは「、原資産プールの事業法人等向けエクスポージャー」と、「、当該適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「、当該原資産プールの事業法人等向けエクスポージャー」と、第百五十二条第三項中「エクスポージャーのプール」とあるのは「原資産プール」と、同条第六項中「購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールに含まれる購入事業法人等向けエクスポージャー」と、「この節」とあるのは「この項」と、「EL_{Admission}」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのEL_{Admission}」と、同条第七項及び第九項中「リボルビング型購入債権に係る信用供与枠」とあるのは「資産譲渡型証券化取引において、証券化

2 前項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び第二百三十条第一項第二号に定める額は、所要自己資本の総額に含めないものとする。

目的導管体が提供するリボルビング型購入債権に係る信用供与枠」と、同条第八項中「トツプ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「トツプ・ダウン・アプローチを準用して原資産プールの事業法人等向けエクスポージャー」と、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーごとに」とあるのは「事業法人等向けエクスポージャーごとに」と、同条第九項中「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「当該証券化目的導管体」と、「前項に規定する当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーの「マチュリティ」とあるのは「前項の規定により算出される実効マチュリティ(M*)」と読み替えるものとする。

二 オリジネーター（第一条第六十三号ロに掲げる事項に該当する者を除く。次号において同じ。）が証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫から独立した第三者であり、かつ、当該商工組合中央金庫が直接又は間接に信用供与を行った者でないこと。

三 原資産の債務者がオリジネーターから独立した第三者であること。

三 証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が、証券化取引に係る契約条件に従って当該商工組合中央金庫の保有する証券化エクスポージャーに割り当てられた原資産プールからの元利払の全額について権利を有すること。

四 原資産プールの分散度が高いこと。

2 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が前条第一項のK_{IRB}及び同条第八項に掲げる算式のK_{IRB}の算出のために裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たっては、当該裏付資産のエクスポージャーのうち原資産プールに該当する部分がリテール向けエクスポージャーによって構成されており、かつ、当該商工組合中央金庫が当該原資産プールのデフォルト・リスクの評価に内部データを一次的な情報源として利用することができないときであつて、次項により準用される規定に定める要件及びその他関連するリテール向けエクスポージャーに関する内部格付手法の最低要件を全て満たすときは、第百五十条及び第百五十三条の規定を準用して得られた当該原資産プールのPD、LGD及びEADを用いることができる。この場合において、これらの規定中「購入債権のプール」とあり、及び「購入リテール向けエクスポージャーのプール」とあるのは「原資産プール」と、第百五十三条第一項中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールのリテール向けエクスポージャー」と、同条第二項中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールに含まれる購入リテール向けエクスポージャー」と、「この節」とあるのは「この項」と、「E_{dilution}」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのE_{dilution}」と、同条第三項中「当該プール」とあるのは「当該原資産プール」と読み替えるものとする。

3 第二百十一条から第二百五条までの規定は、第一項及び前項

の場合について準用する。この場合において、これらの規定（第二百十二条第一項及び第二百十五条第四項第五号を除く。）中「購入債権の譲渡人」とあるのは「オリジネーター」と、第二百十一條中「購入債権のうち購入リテール向けエクスポージャー及びトランプ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャー及び事業法人等向けエクスポージャー」と、第二百十二条第一項及び第四項中「EL_{addition}」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーのEL_{addition}」と、同条第一項中「購入債権の譲渡人が購入債権」とあるのは「オリジネーター（第一条第六十三号ロに掲げる事項に該当する者を除く。以下この目において同じ。）が原資産プールを構成するエクスポージャー」と、同条第二項中「適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャーについて」と、「場合又はEL_{addition}」とあるのは「場合又は原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャーのEL_{addition}」と、「購入リテール向けエクスポージャーについて」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャーについて」と、「LGD又はEL_{addition}」とあるのは「LGD又は原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャーのEL_{addition}」と、「適格購入事業法人等向けエクスポージャー又は購入リテール向けエクスポージャーの属するプール」とあるのは「これらのエクスポージャーの属するプール」と、同項並びに第二百

十五條第一項、第四項及び第六項中「購入債権の質」とあるのは「原資産の質」と、第二百十二條第三項中「当該購入債権の譲渡契約」とあるのは「証券化取引に係る契約」と、「当該購入債権の種類、額、契約期間中の債権の質」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーの種類、額、契約期間中の当該エクスポージャーの質」と、「当該購入債権に関連する」とあるのは「当該原資産プールに関連する」と、第二百十三條第一項及び第二百十四條中「購入リテール向けエクスポージャー及びトツプ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャー」と、第二百十三條第一項中「トツプ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーについては」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャーについては」と、同條第二項中「適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャー」と、「譲渡人」とあるのは「オリジネーター」と、同條第三項中「適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャー」と、第二百十五條中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャー」と、「購入債権の債務者」とあるのは「原資産の債務者」と、「購入債権の債権者から債務者」とあるのは「原資産の債権者から債務者」と、同條第一項中「購入事業法人等向けエクスポー

「ヤ」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャー」と、「購入債権の管理」とあるのは「原資産プールの管理」と、「購入債権の請求」とあるのは「債権の請求」と、「購入債権の購入」とあるのは「証券化取引」と、同条第三項中「購入債権の元利払い」とあるのは「その保有する証券化エクスポージャーに割り当てられた原資産プールの元利払い」と、「譲受人である内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫又は証券化目的導管体」と、「当該購入債権が」とあるのは「原資産プールが」と、「当該購入債権に」とあるのは「原資産プールに」と、「譲受人の」とあるのは「証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫の」と、「当該購入債権の譲渡」とあるのは「当該原資産プールに係る証券化取引」と、同条第四項中「債務者への信用供与」とあるのは「原資産の債務者への信用供与」と、「購入債権のプール」とあるのは「原資産プール」と、「購入債権の債務の繰延べ及び当該債権の希薄化」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーに係る債務の繰延べ及び希薄化」と、「購入債権に」とあるのは「原資産プールに」と、「購入債権の譲渡人の売却条件」とあるのは「オリジネーターにより証券化取引の原資産に供される条件」と、同条第五項中「当該購入債権の購入」とあるのは「証券化取引」と、「購入債権の適格性」とあるのは「原資産の適格性」と、「購入債権につい

て」とあるのは「原資産について」と、「購入債権ルール」とあるのは「原資産ルール」と、同条第六項中「債権購入」とあるのは「証券化取引」と、同条第七項中「購入債権の購入」とあるのは「証券化目的導管体による原資産の購入」と読み替えるものとする。

4 第三項の規定により読み替えて準用する第二百十五條第三項から第七項（第三号を除く。）までの要件を満たすに当たり、証券化エクスポート・ポージャーを保有する内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫自らが満たすことができないときには、当該商工組合中央金庫に代わり、証券化取引に係る契約条件に従って証券化取引における投資家の利益のために活動する証券化取引の当事者がこれらの要件を満たすことを妨げない。

（アタッチメント・ポイント (A) 及びデタッチメント・ポイント (D) ）

第二百三十九條 証券化エクスポート・ポージャーのリスク・ウェイトの算式に用いるアタッチメント・ポイント (A) は、証券化エクスポート・ポージャーの裏付資産の残高の合計額から、リスク・ウェイトの算出の対象となる保有する証券化エクスポート・ポージャーとノンジェの残高の総額及び当該保有する証券化エクスポート・ポージャーと同順位であるトラノンジェ（自己が保有する証券化エクスポート・ポージャーの額を含む。）の残高の総額を控除した額を、当該裏付資産の残高の合計額で除した値（当該値が零を下回る場合にあつては、

（外部格付準拠方式）

第二百三十九條 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が外部格付準拠方式により証券化エクスポート・ポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポート・ポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

零とする。)とする。

2 証券化エクスపోジチャーのリスク・ウエイトの算式に用いるデタッチメント・ポイント(D)は、証券化エクスపోジチャーの裏付資産の残高の合計額から、リスク・ウエイトの算出の対象となる保有する証券化エクスపోジチャーに優先するトランジェの残高の総額を控除した額を、当該裏付資産の残高の合計額で除した値(当該値が零を下回る場合にあつては、零とする。)とする。

3 前二項において証券化エクスపోジチャーの裏付資産の残高の合計額を算出するに当たつては、裏付資産のうち証券化取引の原資産以外の部分について、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金勘定(信用補充を提供するものに限る。次項において同じ。)にその構成資産を含めることができる。

4 第一項及び第二項において、超過担保に相当する額及び前項に規定する準備金勘定に相当する額は、それぞれ固有のトランジェとして取り扱うものとする。

信用リスク区分	証券化エクスపోジチャー(再証券化エクスపోジチャーを除く。)		再証券化エクスపోジチャーの場合	
	Nが六以上の場合	Nが六未満の場合	当該再証券化エクスపోジチャーが最優先証券化エクスపోジチャー(内部評価方式による場合を含む。)	当該再証券化エクスపోジチャーが最優先証券化エクスపోジチャー(内部評価方式による場合を含む。)
	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスపోジチャーが最優先証券化エクスపోジチャー(内部評価方式による場合を含む。)	Nが六未満の場合(パーセント)	当該再証券化エクスపోジチャーが最優先証券化エクスపోジチャー(内部評価方式による場合を含む。)	当該再証券化エクスపోジチャーが最優先証券化エクスపోジチャー(内部評価方式による場合を含む。)
	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスపోジチャーが最優先証券化エクスపోジチャー(内部評価方式による場合を含む。)	Nが六未満の場合(パーセント)	当該再証券化エクスపోジチャーが最優先証券化エクスపోジチャー(内部評価方式による場合を含む。)	当該再証券化エクスపోジチャーが最優先証券化エクスపోジチャー(内部評価方式による場合を含む。)

8—1	七	十二	二十	二十	三十
8—2	八	十五	二十五	二十五	四十
8—3	十	十八	三十五	三十五	五十
8—4	十二	二十		四十	六十五
8—5	二十	三十五		六十	百
8—6	三十五	五十		百	百五十
8—7	六十	七十五		百五十	二百二十五
8—8		百		二百	三百五十
8—9		二百五十		三百	五百
8—10		四百二十五		五百	六百五十
8—11		六百五十		七百五十	八百五十

(注) Nとは、第二百四十四条第一項又は第三項に定めるエクスポートジャーの実効的な個数をいう。次号及び第二百八十五条の三において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポートジャー（再証券化エクスポートジャーを除く。）の場合		再証券化エクスポートジャーの場合		
	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポートジャーが最優先証券化エクスポート	Nが六以上の場合（パーセント）	Nが六未満の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポートジャーが最優先証券化エクスポートジャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合	当該再証券化エクスポートジャーが最優先証券化エクスポートジャー（内部評価方式による場合を含む。）でない場合
	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポートジャーが最優先証券化エクスポート	Nが六以上の場合（パーセント）	Nが六未満の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポートジャーが最優先証券化エクスポートジャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合	当該再証券化エクスポートジャーが最優先証券化エクスポートジャー（内部評価方式による場合を含む。）でない場合

	価方式による場合を含む。) である 場合 (パーセント)			(パーセント) ト)	(パーセント) ト)
7-4	七	十二	二十	二十	三十
7-2	十二	二十	三十五	四十	六十五
7-3	六十	七十五		百五十	二百二十五
7-4	千二百五十				

2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポートジャーニー (第二百三十七条第二項において準用する第二百三十二条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。) は、当該証券化エクスポートジャーニーに劣後する証券化エクスポートジャーニーの中で最も優先するもの (以下この項において「参照証券化エクスポートジャーニー」という。) に対して適格格付機関の付与する格付 (以下この条において「推定格付」という。) を有するものとみ

なす。

一 参照証券化エクスポンジヤーは、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案したうえで、当該無格付の証券化エクスポンジヤーに劣後するものであること。

二 参照証券化エクスポンジヤーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスポンジヤーの残存期間を下回るものでないこと。

三 参照証券化エクスポンジヤーに付与された格付は、第二百三十二条第四項に定める証券化取引における格付の利用に関する基準を満たすものであること。

3 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、参照証券化エクスポンジヤーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合、継続的に当該変更を推定格付に反映させ、更新を行わなければならない。

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポンジヤーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(指定関数方式)

第二百四十七条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が指定関数方式により証券化エクスポンジヤーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポンジヤーの信用リ

(パラメーター (p))

第二百四十七条 第二百三十六条の「パラメーター (p) 」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$p = \max[0.3, (A + B * (1/N) + C * K_{\text{RFB}} + D * \underline{\text{LGD}} + E * M_{\text{F}})]$$

N、LGD 及びM₁は、それぞれ次に掲げるものとし、A、B、C、D及びEは次の表に定めるところによる。

Nは、第四項又は第七項の規定により算出されるエクスポージャーの実効的な個数

LGD は、第五項又は第七項の規定により算出される裏付資産の加重平均LGD

M₁は、第八項の規定により算出される証券化エクスポージャーの残存期間

	原資産が事業法人等向けエクスポージャーである場合	原資産がリテール向けエクスポージャーである場合		
<u>N</u> が二十	<u>N</u> が二十	<u>N</u> が二十五	<u>N</u> が二十	証券化エクスポージャーが
五以上で	五未満で	以上で、	五未満で	証券化エク
かつ、	かつ、	かつ、証	かつ、	証券化エク
証券化エク	証券化エク	券化エク	証券化エク	証券化エク
クスポート	クスポート	スポート	クスポート	証券化エク
が	が	が最	が	証券化エク
最優先証券	最優先証券	優先証券	最優先証券	証券化エク
化エク	化エク	化エク	化エク	証券化エク

スク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

一 信用リスク・アセット＝所要自己資本の額×12.5

二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。

イ $0.0056 \times T$ (当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあつては、 $0.016 \times T$)

この式においては、(T) は、第二百四十三条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。

ロ $S [L + T] - S [L]$

この式においては、(L) は、第二百四十二条の規定により算出した信用補充レベルを表すものとする。以下同じ。

2 前項に掲げる「指定関数 (S [x])」とは、以下に定める関数をいう。

$$S[L] = \begin{cases} L & (L \leq K_{IRB} \text{のとき}) \\ K_{IRB} + K[L] - K[K_{IRB}] + d \cdot K_{IRB} / 20 (1 - e^{20(K_{IRB} - L) / K_{IRB}}) & (K_{IRB} < L \text{のとき}) \end{cases}$$

$$h = (1 - K_{IRB} / LGD)^N$$

$$c = K_{IRB} / (1 - h)$$

$$v = \frac{(LGD - K_{IRB}) K_{IRB} + 0.25(1 - LGD) K_{IRB}}{N}$$

	スポーツ ジャー ナーであ る場合	スポーツ ジャー ナーであ る場合	ポージ ャ ーでない 場合	スポーツ ジャー ナーでない 場合		
A	疊	〇・一 一	〇・一 六	〇・二 三	疊	
B	三・六 五	二・六 一	三・八 七	二・三 五		
C	△一・ 八 五	△二・ 九 二	△一・ 〇 三	△二・ 四 六	△七・ 四 八	△五・ 七 八
D	〇・五 五	〇・六 八	〇・三 二	〇・四 八	〇・七 一	〇・五 五
E	〇・〇 七				〇・二 四	〇・二 七

2 IRBゾールがリテール向けエクスポージャーと事業法人等向けエクスポージャーの双方で構成される場合には、リテール向けエクスポージャーに係る部分と事業法人等向けエクスポージャーに係る部分に分割したそれぞれの部分について前項の算式を用いてパラメーター (p) を算出し、それぞれのエクスポージャーの名

$$f = \left(\frac{v + K_{IRB}^2}{1-h} - c^2 \right) + \frac{(1 - K_{IRB})K_{IRB} - v}{1000(1-h)}$$

$$g = \frac{(1-c)^c}{f} - 1$$

$$a = g \cdot c$$

$$b = g \cdot (1-c)$$

$$d = 1 - (1-h) \cdot (1 - \text{Beta}[K_{IRB}; a, b])$$

$$K[L] = (1-h) \cdot ((1 - \text{Beta}[L; a, b])L + \text{Beta}[L; a, b]c)$$

この式において、Beta [L; a, b]、 K_{IRB} 、N、LGDは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Beta [L; a, b] Lで評価したパラメーターa及びbをもつ累積ベータ分布

K_{IRB} 次条の規定により算出した裏付資産の所要自己資本率

N 第二百四十四条の規定により算出したエクスポージャーの実効的な個数

LGD 第二百五十五条第五項又は第二百四十五条の規定により算出した裏付資産を構成するエクスポージャーの加重平均LGD

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウエイトを適用するものとする。

4 前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウエイトを適用するものとされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のデンスカウト部分 (返金を要しないものに限る。) がある場合には、千二百五十パーセン

目額の総額で加重平均した値を当該IRBゾーンのパラメーター (p) とする。

- 3 第二百三十三条第四項第一号の規定に基づき、混合ゾーンに係る証券化エクスポージャーについて内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する場合において、パラメーター (p) を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーのうち第一条第六十八号に掲げる要件を満たす部分のみを対象として算出するものとする。

- 4 第一項に掲げる算式の「エクスポージャーの実効的な個数 (N)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

EAD_iは、裏付資産に含まれる第i番目のエクスポージャー (同一債務者に対する複数のエクスポージャーは一のエクスポージャーとみなす。) のEAD

- 5 第一項に掲げる算式の「裏付資産の加重平均LGD ($\frac{LGD}{}$)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$LGD = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

LGD_iは、第i番目のエクスポージャー (同一債務者に対する複数のエクスポージャーは一のエクスポージャーとみなす。) の加

トのリスク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とすることができる。

重平均LGD

6 前項の規定にかかわらず、裏付資産に購入債権が含まれる場合であって、証券化エクスポンジヤーの優先劣後構造により提供される信用補充の仕組みが当該証券化エクスポンジヤーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等に扱うものであるときは、当該証券化エクスポンジヤーの裏付資産の加重平均LGD \underline{LGD}) は、第百五十五条第五項に掲げる算式により算出される値とする。

7 裏付資産のうち最もEADの大きいエクスポンジヤーが当該裏付資産総額に占める割合 (C_1) が〇・〇三以下の場合には、第四項及び第五項の規定にかかわらず、エクスポンジヤーの実効的な個数 (N) は、次の算式で求められる値とし、 \underline{LGD} は〇・五〇とすることができる。ただし、 C_1 以外の C_m が明らかでない場合は、 N を $1/C_1$ とすることができる。

$$N = \left(C_1 C_m + \left(\frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \max\{1 - m C_1, 0\} \right)^{-1}$$

C_m は、裏付資産に含まれるエクスポンジヤーのうち最もEADの大きいものから順に m 個のエクスポンジヤーについてEADを合計した額が、当該裏付資産のEAD総額に占める割合

8 第一項に掲げる算式の「証券化エクスポンジヤーの残存期間 (M)」は、次に掲げるいずれかの計算方式を用いて算出される期間（一年を下回る場合にあっては一年とし、五年を超える場合に

あつては五年とする。)とする。ただし、第一号に掲げる計算方式を用いることができるのは、証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポンジヤーに配分されるキャッシュ・フローが、原資産のパフォーマンスその他の条件に依存せず、無条件に決定されるものである場合に限る。

二 証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポンジヤーに配分されるキャッシュ・フローに基づく次に掲げる計算方式

$$M_T = \frac{\sum_t^T \cdot CF_t}{\sum_t^T CF_t}$$

CF_tは、期間tに証券化エクスポンジヤーの保有者に対し契約上支払われるキャッシュ・フロー

三 証券化エクスポンジヤーの最終法定満期日に基づく次に掲げる計算方式

$$M_T = 1 + (M_L - 1) * 80\%$$

M_Lは、証券化エクスポンジヤーの最終法定満期日までの期間(年)

第三且 外部格付準拠方式

(リスク・ウエイト)

第二百四十一条 外部格付準拠方式により算出される証券化エクス

[目名を付する。]

(所要自己資本率 (K_{REQ}))

第二百四十一条 前条第二項に掲げる「所要自己資本率 (K_{REQ})」

ポージャーのリスク・ウエイトは、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定める比率とする。

二 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が長期格付の場合 次のイ又はロに定めるところにより算出される比率

イ 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合には、次の表に掲げる当格格付に対応する信用リスク区分及び当該証券化エクスポージャーの残存期間（前条第八項の規定により算出される証券化エクスポージャーの残存期間 (M₁) をいう。以下この目及び第二百五十条の二において同じ。）の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウエイトとする。ただし、証券化エクスポージャーの残存期間が一年を超え、かつ、五年未満である場合には、当該証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトは、同表から得られる一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウエイトを用いた線形補間によって得られる比率とする。

信用リスク区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	一年 (パーセント)	五年 (パーセント)
6-1	十五	三十

とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットの八パーセントの合計額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 所要自己資本率の算出に当たっては、証券化取引に関係する証券化目的導管体の全資産を裏付資産として扱う。

3 所要自己資本率の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

4 所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案してはならない。

<u>6—2</u>	十五	三十
<u>6—3</u>	二十五	四十
<u>6—4</u>	三十	四十五
<u>6—5</u>	四十	五十
<u>6—6</u>	五十	六十五
<u>6—7</u>	六十	七十
<u>6—8</u>	七十五	九十
<u>6—9</u>	九十	百五
<u>6—10</u>	百二十	百四十
<u>6—11</u>	百四十	百六十
<u>6—12</u>	百六十	百八十

<u>6—13</u>	二百	二百二十五
<u>6—14</u>	二百五十七	二百八十七
<u>6—15</u>	三百七	三百四十七
<u>6—16</u>	三百八十七	四百二十七
<u>6—17</u>	四百六十七	五百五
<u>6—18</u>	千二百五十	

ロ 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合には、次に掲げる算式により算出される比率（当該比率が十五パーセントを下回る場合には、十五パーセント）とする。

$$p \times [1 - \min(T; 50\%)]$$

R及びTは、それぞれ次に掲げるものとする。

Rは、次の表に掲げる当該証券化エクスポージャーの格付に対応する信用リスク区分及び当該証券化エクスポージャーの残存期間の区分に応じ、次の表に定めるリスク・ウエイトをいう。ただし、証券化エクスポージャーの残存期間が

一年を超え、かつ、五年未満である場合には、当該証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトは、同表から得られる一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウエイトを用いた線形補間によって得られる比率とする。

T1は、当該証券化エクスポージャーのデタッチメント・ポイント (D) からアタッチメント・ポイント (A) を控除して得られる数値

信用リスク 区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	一年 (パーセント)	五年 (パーセント)
6-1	十五	七十
6-2	十五	九十
6-3	三十	百二十
6-4	四十	百四十
6-5	六十	百六十

<u>6—6</u>	八十	百八十
<u>6—7</u>	百二十	二百十
<u>6—8</u>	百七十	二百六十
<u>6—9</u>	二百二十	三百十
<u>6—10</u>	三百三十	四百二十
<u>6—11</u>	四百七十	五百八十
<u>6—12</u>	六百二十	七百六十
<u>6—13</u>	七百五十	八百六十
<u>6—14</u>	九百	九百五十
<u>6—15</u>	千五十	
<u>6—16</u>	千三十	
<u>6—17</u>	千二百五十	

6—18	千二百五十
------	-------

二 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が短期格付の場合 次の表に掲げる当該格付に対応する信用リスク区分の区分に応じ、次の表に定める比率

信用リスク区	リスク・ウエイト (パーセント)
7—1	十五
7—2	五十
7—3	百
7—4	千二百五十

2 商工組合中央金庫が保有する証券化エクスポージャーについて外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウエイトが、同一の証券化取引における最優先証券化エクスポージャー (格付 (次条に規定する推定格付を含む。)) 及び残存期間が当該保有する証券化エクスポージャーと同一のものに限る。以下この項において「フロア参照証券化エクスポージャー」という。) について外部

格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウエイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトはフロア参照証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトとする。

(推定格付の利用に関する運用要件)

第二百四十二条 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャーは、当該証券化エクスポージャーと同順位であるもの又は当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの（以下この条及び次条第一項において「参照証券化エクスポージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付と同じ格付（第四号において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

二 参照証券化エクスポージャーが、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案した上で、当該無格付の証券化エクスポージャーに対して同順位又は劣後するものであること。

三 参照証券化エクスポージャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスポージャーの残存期間を下回るものでないこと。

三 参照証券化エクスポージャーに付与された格付が、次条第二項に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準を満たすものであること。

四 商工組合中央金庫が、当該無格付の証券化エクスポージャーの順位が劣後する事象が発生した場合又は参照証券化エクスポ

(信用補完レベル (L))

第二百四十二条 第二百四十条第一項第二号ロに掲げる「信用補完レベル (L) 」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して、所要自己資本の額の計算の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの総額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 信用補完レベルを計算するに当たって、個別のトランジェを対象とした信用補完の効果を勘案してはならない。

3 信用補完レベルを計算するに当たって、証券化取引に伴い増加した自己資本及び信用補完機能を持つI/Oストラップスを計算に含めてはならない。

4 所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する金利スワップ及び通貨スワップのエクスポージャーの額は、当該エクスポージャーの現在価値が測定可能な場合に限り、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。ただし、当該現在価値が零を下回る場合は零として扱う。

5 信用補完レベルを計算するに当たって、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金であって、所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後するものは、劣後

一 ジェヤーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合に当該事象又は変更を反映させるために、継続的に推定格付を更新する体制を整えていること。

(外部格付の利用に関する運用要件等)

第二百四十三条 証券化エクスポージャー（参照証券化エクスポージャーを含む。以下この条において同じ。）に適格格付機関の格付が付与されている場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、当該証券化エクスポージャーについて当該格付が付与されていないものとみなす。

一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさないとき。

二 適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与する格付が、裏付資産の全部又は一部に対して提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合において、保証人又はプロテクション提供者が第百三条に掲げるもの（以下この号において「適格保証人等」という。）に該当しないとき。ただし、当該保証人又はプロテクション提供者と密接な関係を有する適格保証人等の信用力が、当該証券化エクスポージャーに付与された格付に適切に反映されている場合を除く。

三 信用リスク削減手法が一の証券化取引における特定の証券化エクスポージャーのみを保全する場合において、適格格付機関

する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。

(エクスポージャーの厚さ (T))

第二百四十三条 第二百四十条第一項第二号イに掲げる「エクスポージャーの厚さ (T) 」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して当該証券化エクスポージャーの額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十六から第五十九条の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と読み替えるものとする。

が当該証券化エクスポージャーに付与する格付が当該信用リスク削減手法の効果を反映したものであるとき。

2 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして商工組合中央金庫が保有するエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。

二 適格格付機関の付与する格付が、格付を付与するための手続、手法及び前提並びに格付評価の主要な根拠（証券化取引に関する分析内容を含む。）とともに公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。

三 適格格付機関の付与する格付が、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。

四 商工組合中央金庫が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された適格格付機関の格付が、当該商工組合中央金庫による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与に基づき付与されたものではないこと
一。

3 第三十条の規定は、商工組合中央金庫が複数の適格格付機関の格付を利用し、かつ、当該各適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウエイトが異なる場合について準用する。

4 第二十七条の規定は、商工組合中央金庫が外部格付準拠方式を使用する場合について準用する。この場合において、同条中「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「商工組合中央金庫」と、同条第四項中「以下この章」とあるのは「第六章」と読み替えるものとする。

5 商工組合中央金庫の保有する証券化エクスポージャーが第一項第三号に該当する場合には、同号に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案して当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。

第四目 内部評価方式

(内部評価方式の承認)

第二百四十四条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を受けたときには、内部評価方式により証券化エクスポージャー (ABCPプログラムに対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーであつて無格付のものに限る。) のリスク・ウエイトを算出することができる。

[目名を付する。]

(エクスポージャーの実効的な個数 (N))

第二百四十四条 第二項に掲げる「エクスポージャーの実効的な個数 (N) 」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

EAD_iは、裏付資産に含まれる第i番目のエクスポージャー (同一債務者に対する複数のエクスポージャーは一のエクスポージャーとみなす。) のEAD

2 再証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、

当該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。

- 3 裏付資産のうち最もEADの大きいエクスポージャーのEADが当該裏付資産総額に占める割合 (C_1) が明らかでない場合は、第一項の算式に代えて、次の算式を用いてエクスポージャーの実効的な個数 (N) を算出することができる。

$$N = \frac{1}{C_1}$$

[条を加える。]

(承認申請書の提出)

第二百四十四条の二 内部評価方式の使用について前条の承認を受けようとする内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出するものとする。

- 一 商号
- 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 理由書
 - 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
 - 三 内部評価制度（商工組合中央金庫がABCプラグラムに対する無格付の証券化エクスポージャーについて内部評価を付与するために内部で構築している制度をいう。以下同じ。）の構築及

び利用その他の内部評価方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 内部評価方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる内部評価方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 内部評価方式を適用する範囲及びその適用を開始する日
- 二 内部評価方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

第二百四十四条の三

経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、内部評価方式の使用について第二百四十四条の承認をしようとするときは、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が内部評価方式の使用を計画するABCプログラムの運営が次項に規定する「ABCプログラムの運営に関する基準」に適合するかどうか及び当該商工組合中央金庫による内部評価制度の運用が第三項に規定する「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」に適合するかどうか（次条において「承認の基準」という。）を審査するものとする。

2 前項の「ABCプログラムの運営に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が第二百四十三条第二項に規定する証券化取引に

[条を加える。]

- おける格付の適格性に関する基準に適合すること。
- 二 ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレス・ファクターを含む。）を変更した場合には、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。
 - 三 ABCPプログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられ、かつ、当該ガイドラインにおいて原資産の購入取引の仕組みの概要が定められていること。
 - 四 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。
 - 五 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。
 - イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止
 - ロ 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限
 - ハ 購入可能な債権の満期に関する上限
 - 六 ABCPの裏付資産の潜在的な信用力低下を防止するために、証券化エクスポンダーの裏付資産プールごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策がABCPプログラムに組み込まれていること。
 - 七 ABCPプログラムにおいてサービサーの業務遂行能力及び信用リスクを勘案した回収の手順が定められていること。

八 ABCPプログラムにおいて裏付資産に係る元利金の回収の極大化を図るため証券化取引の原資産の譲渡人及びサービサーについて生じ得るリスクを削減するための対策が講じられていること。

3 第一項の「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 ABCPプログラムに対する証券化エクスポンダーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該ABCPプログラムにおいて購入された原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であると。

二 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の商工組合中央金庫の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に規定する内部格付手法の最低要件に沿ったものであること。

三 内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価と適格格付機関による格付との対応関係が明確に定められていること。

四 内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクターを含む。）が、主要な適格格付機関（内部評価のプロセスにおいて評価の対象とするABCPプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするABCPの格付を行っているものに限る。）が公表している評価基準以上に保守

的なものであること。

- 五 ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合において、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレス・ファクターを用いること。
- 六 評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCPの格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引について、当該取引に基づきABCPに内部評価手法を用いることにつき経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を得た場合には、この限りでない。
- 七 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は金庫内の信用評価部門若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な監査を行うこと。
- 八 前号に掲げる監査を行う者が、金庫内の顧客対応及びABCPを担当する営業部門から独立していること。
- 九 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価から恒常的にかい離している場合には、必要に応じて調整が行われていること。
- 十 ABCPプログラムにおいて購入を検討している原資産プールの損失を推計するに当たって、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じ得るリスクに関する全ての要因が勘案されていること

。

(変更に係る届出)

第二百四十四条の四 内部評価方式の使用について承認を受けた内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときには、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出るものとする。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
 - 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
 - 三 承認の基準に適合しない事由が生じた場合
- 2 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、前項第三号の規定による届出を行うときには、承認の基準に適合しない事由に関する改善計画を、当該届出と同時に、又はその届出後速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

第二百四十四条の五 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、内部評価方式の使用について承認を受けた内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が前条第一項第二号の届出を怠ったとき又は同項第三号に該当するときで、内部評価方式を用いて証券化エクスపోジチャーのリスク・ウェイトを算出することが不適当と判断したときは、第二百四十四条の承認を取り消すことができる。

[条を加える。]

[条を加える。]

(リスク・ウエイト)

第二百四十四条の六 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、第二百四十四条の承認を受けたときには、内部評価制度により証券化エクスポージャーに付与した内部評価をこれに相当する適格格付機関の付与する格付に紐付けすることにより、当該格付を有するものとして、第二百四十一条の規定を準用してリスク・ウエイトを算出するものとする。

第五目 標準的手法準拠方式

(リスク・ウエイト)

第二百四十五条 標準的手法準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める比率とする。

一 デタッチメント・ポイント (D) が K_A (第二百四十七条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 (K_A)) をいう。以下同じ。) 以下の場合 千二百五十パーセント

二 アタッチメント・ポイント (A) が K_A 以上の場合 次条の規定により算出される K_{SSFA} 超過部分の所要自己資本率 ($K_{SSFA} (K_A)$) に十二・五を乗じて得られる比率 (当該比率が、再証券化エクスポージャーについて百パーセントを下回る場合にあっては百

[条を加える。]

[目名を付する。]

(裏付資産の加重平均LGD (LGD))

第二百四十五条 第二百四十条第二項に掲げる「裏付資産の加重平均LGD (LGD)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$LGD = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

LGD_i は、第*i*番目のエクスポージャー (同一債務者に対する複数のエクスポージャーは一のエクスポージャーとみなす。) のLGD
2 購入債権を裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、前項の規定にかかわらず、 LGD を第二百五十五条第五項に掲げる算式により算出される値とする。

3 再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわ

パーセント、それ以外の証券化エクスポートジャーについて十五パーセントを下回る場合にあつては十五パーセント)

三 アタッチメント・ポイント (A) がK未満であり、かつ、デタッチメント・ポイント (D) がKを超える場合 次に掲げる算式により算出される比率 (当該比率が、再証券化エクスポートジャーについて百パーセントを下回る場合にあつては百パーセント、それ以外の証券化エクスポートジャーについて十五パーセントを下回る場合にあつては十五パーセント)

$$RW = \left[\left(\frac{K_A - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[\left(\frac{D - K_A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA(K_A)} \right]$$

$K_{SSFA(K_A)}$ は、次条の規定により算出されるK超過部分の所要自己資本率

2 商工組合中央金庫が保有する証券化エクスポートジャーが無格付である場合 (第二百四十二条の規定により推定格付を有するものとみなされる場合を除く。) であつて、当該保有する証券化エクスポートジャーについて標準的手法準拠方式を用いて算出されるリスク・ウエイトが、当該保有する証券化エクスポートジャーに優先する適格格付機関の格付が付与されている証券化エクスポートの中で最も劣後するもの (以下この項において「フロア参照証券化エクスポートジャー」という。) について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウエイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスポートジャーのリスク・ウエイトは、フロア参照証券化エクスポートジャーのリスク・ウエイトとする。

らず、LGDを百パーセントとする。

4 第百五十五条第五項ただし書の規定は、内部格付手法を採用した商工組合中央金庫が、裏付資産のデフォルト・リスク及び希薄化リスクを一体として管理する証券化エクスポートジャーについて、当該裏付資産の加重平均LGDを算出する場合に準用する。

3 前二項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの裏付資産のエクスポージャーの総額に対し、延滞状況を把握していない原資産のエクスポージャーの総額が占める割合が五十パーセントを超える場合には、当該証券化エクスポージャーについて標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウエイトを算出することができない。この場合において、当該証券化エクスポージャーには、千二百五十パーセントのリスク・ウエイトを適用するものとする。

4 第一項の規定により再証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウエイトを算出するに当たっては、同項及び次条に規定する K_A は、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産を証券化エクスポージャーに該当する部分と該当しない部分に区分した上、その区分ごとに K_A を算出し、当該区分ごとのエクスポージャーの額で加重平均した値とする。この場合において、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産のうち証券化エクスポージャーに該当する部分について K_A を算出するに当たっては、同条、第二百四十七条及び第二百四十九条の規定にかかわらず、当該部分に係る原資産プールの延滞率 (W) は、零とする。

(K_A 超過部分の所要自己資本率 ($K_{SSFA} (K_A)$))

第二百四十六条 前条第一項第二号及び第三号の K_A 超過部分の所要自己資本率 ($K_{SSFA} (K_A)$) は、次に掲げる算式により算出される値をいう。

(N 及び V_{LGD} の計算における簡便法)

第二百四十六条 第二百四十条第一項に規定する場合において、裏付資産がリテール向けエクスポージャーのときは、同条第二項の規定にかかわらず、 h 及び V_{IV} を零とすることができる。

$$K_{SSFA(K_A)} = \frac{e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}}{a(u-l)}$$

$$a = -(1/(p * K_A))$$

$$u = D - K_A$$

$$l = \max(A - K_A, 0)$$

e、A、D、p及び K_A は、それぞれ次に掲げるものとする。

eは、自然対数の底 (2.71828を用いるものとする。)

Aは、アタッチメント・ポイント (A)

Dは、デタッチメント・ポイント (D)

pは、1 (ただし、再証券化エクスプोजチャーについては1.5とする。)

K_A は、次条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の
所要自己資本率

(延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 (K_A))

第二百四十七條 前二条の延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 (K_A) は、次条の規定により算出される標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{SA}) 及び第二百四十九條の規定により算出される原資産プールの延滞率 (W) を用いて、次に掲げる算式により算出される値とする。

$$K_A = (1 - W) \cdot K_{SA} + W \cdot 0.5$$

2 第二百四十四條第三項に規定する (C) が0・0三以下の場合は、前条第一項の規定にかかわらず、LGDは0・五〇とし、エクスプोजチャーの実効的な個数 (N) は、第二百四十四條第一項の規定にかかわらず、次の算式で求められる値とすることができる。ただし、 C_m が明らかでない場合は、Nを $\frac{1}{q}$ とすることができる。

$$N = \left(C_1 C_m + \left(\frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \max\{1 - m C_1, 0\} \right)^{-1}$$

C_m は、裏付資産に含まれる資産のうち、最もEADの大きなものから順にm個のエクスプोजチャーのEADの総額が当該裏付資産総額に占める割合

(内部評価方式)

第二百四十七條 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認がある場合、内部評価方式により証券化エクスプोजチャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。

2 商工組合中央金庫は、前項の場合、内部格付を適格格付機関の付与する格付に紐付けし、第二百三十九條第一項各号に定める当該格付に対応するリスク・ウェイトを当該証券化エクスプोजチャー

2 前項の K_A を算出するに当たり、原資産プールの一部に延滞状況を把握していない原資産が存在する場合には、裏付資産のエクスポージャーの総額に対し、当該延滞状況を把握していない原資産のエクスポージャーの総額が占める割合が五パーセント以下であるときに限り、次に掲げる算式により K_A を算出することができる。この場合において、裏付資産のエクスポージャーを、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分とそれ以外の部分に分割し、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外の部分について前項に規定する K_A 及び次条に規定する K_{SA} をそれぞれ算出するものとする。

$$K_A = \left(\frac{EAD_{\text{subpool } 1}}{EAD_{\text{Total}}} \times K_{\text{subpool } 1} \right) + \frac{EAD_{\text{subpool } 2}}{EAD_{\text{Total}}}$$

$EAD_{\text{Subpool } 1}$ 、 $EAD_{\text{Subpool } 2}$ 、 EAD_{Total} 及び K_A は、それぞれ次に掲げるものとする。

$EAD_{\text{Subpool } 1}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外のエクスポージャーの総額

$EAD_{\text{Subpool } 2}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分のエクスポージャーの総額

EAD_{Total} は、裏付資産のエクスポージャーの総額

K_A は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外の部分について前項の規定により算出した K_A

一の額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

3 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、内部評価方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出することが不適当と判断したときは、第一項の承認を取り消すことができる。

(標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{S1}))

第二百四十八条 前条第一項の標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{S1}) は、SAツール又は混合ツールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のエクスポージャー (オフ・バランス取引に係るエクスポージャーを含む。以下この条において同じ。) について標準的手法により算出される所要自己資本の額 (標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額にレバレッジを乗じて得た額をいう。第四項において同じ。) の合計額 (以下この条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。) を、当該裏付資産のエクスポージャーの総額で除して得た値を小数で表したものとす。

2 前項の K_{S1} の算出に当たって、証券化目的導管体が存在する場合には、当該証券化目的導管体の全てのエクスポージャーを裏付資産として取り扱うものとする。ただし、重要でないことが明らかでないエクスポージャーについては、この限りでない。

3 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たっては、同項の証券化エクスポージャーを保有する商工組合中央金庫が裏付資産を直接保有していない場合であっても、当該裏付資産を直接保有しているものとみなす。

4 第一項の K_{S1} の算出に当たって、裏付資産に金利スワップ、通貨スワップその他のヘッジを目的とした派生商品取引 (クレジット・デフォルト・スワップを除く。) が含まれる場合には、これら

(内部評価方式の運用要件)

第二百四十八条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するには、次に掲げる運用要件を満たさなければならぬ。

一 ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準をすべて満たすこと。

二 ABCPプログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該ABCPプログラムの購入した原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。

三 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の商工組合中央金庫の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に定める内部格付手法の最低要件に沿ったものであること。

四 内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価が適格格付機関のいずれの格付に対応するかを明確に定められていること。

五 内部評価のプロセス (信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクターを含む。) が、主要な適格格付機関が公表している評価基準以上に保守的なものであること。ただし、この号

の取引の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額は、裏付資産の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当該取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額は、裏付資産のエクスポージャーの総額に含めないものとする。

5 第一項のK₅の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

6 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び原資産の購入又は譲渡に伴い発生したデバンスカウントの額（返金を要しないものに限る。）を勘案しないものとする。

に掲げる適格格付機関は、内部評価のプロセスにおいて評価の対象とするABCPプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするABCPの格付を行っているものに限る。

六 ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合で、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレス・ファクターを用いること。

七 ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、総じて格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレス・ファクターを含む。）を変更した場合は、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。

八 評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCPの格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引については、当該取引に基づきABCPに内部評価手法を用いることにつき経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を得た場合は、この限りでない。

九 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は金庫内の信用評価若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な見直しを行うこと。

十 前号に掲げる監査を行う者は、顧客対応及びABCPを担当する営業部門から独立していること。

-
- 十一 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価から恒常的に乖離している場合は必要に応じて調整が行われていること。
- 十二 ABCPプログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられており、かつ、原資産の購入取引の仕組の概要が定められていること。
- 十三 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。
- 十四 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。
- イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止
- ロ 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限
- ハ 購入可能な債権の満期に関する上限
- 十五 ABCPプログラムにおいて購入を検討している資産のプログラムの損失を推計するに当たっては、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じうるリスクに関するすべての要因を勘案しなければならぬ。
- 十六 裏付資産のポートフォリオの潜在的な信用力低下を防止するため、エクスポージャーのルールごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策がABCPプログラムに組み込まれていること。
-

(原資産プールの延滞率 (W))

第二百四十九条 第二百四十七条第一項の原資産プールの延滞率 (W) は、原資産プールを構成するエクスポージャーのうち、第四十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー及び次に掲げるいずれかの事由が発生した場合のエクスポージャーの総額を、原資産プールのエクスポージャーの総額で除して得られる値とする。

二 債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由

三 差押え、仮差押えその他の強制執行手続

三 証券化取引の関連契約で規定されるデフォルト事由

第六目 リスク・ウエイトの上限

(証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウエイトの上限)

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百四十九条 オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて外部格付準拠方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合には、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について百パーセントの掛目を乗じた額を当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

2 第二百四十条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額に千二百五十パーセントのリスク・ウエイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウエイトのうち、最も高いリスク・ウエイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

【目名を付する。】

(重複するオフ・バランス資産項目の取扱い)

第二百五十五条 商工組合中央金庫は、第二目から前目までの規定にかかわらず、最優先証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）を保有する場合であつて、その裏付資産の構成を常に把握することができるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める値を当該最優先証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウエイトの上限とすることができる。

二 当該最優先証券化エクスポージャーがIRBグループに係る証券化エクスポージャーである場合 第五章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウエイトとして使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウエイト

三 当該最優先証券化エクスポージャーがSAグループに係る証券化エクスポージャーである場合 第四章の規定により算出されるリスク・ウエイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウエイト

三 当該最優先証券化エクスポージャーが混合グループに係る証券化エクスポージャーであり、商工組合中央金庫が内部格付手法準拠方式を用いる場合 当該裏付資産のエクスポージャーのうち第一条第六十八号に掲げる要件を満たすものにあつては第五

第二百五十五条 第二百三十三条第二項の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。ただし、別段の定めのない限り、オフ・バランス資産項目である証券化エクスポージャーの額に対する掛目は百パーセントとする。

章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウエイトとして使用し、それ以外のものにあつては第四章の規定により算出されるリスク・ウエイトを使用した場合の、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウエイト

四 当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャーであり、商工組合中央金庫が外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いる場合 第四章の規定により算出されるリスク・ウエイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウエイト

第七且 適格STC証券化エクスポージャー

(適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウエイト)

第二百五十条の二 適格STC証券化エクスポージャーが次の各号に該当する場合には、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトは、第二目から前目までの規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより算出することができる。ただし、当該適格STC証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合において、当該適格STC証券化エクスポージャーの

[目を加える。]

リスク・ウェイトが十パーセントを下回るときは十パーセント、当該適格STC証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合において、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトが十五パーセントを下回るときは十五パーセントとする。

一 内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 第二目の規定を準用する。この場合において、第二百四十条第一項に規定するパラメーター (p) は、同項に掲げる算式にかかわらず、次に掲げる算式により算出される値とする。

$$p = \max[0.3, (A + B * (1/N) + C * K_{IRB} + D * \underline{LGD} + E * M_T) * 0.5]$$

この式において、 K_{IRB} にあつては第二百三十七条に定めるところにより、 N 、 \underline{LGD} 、 M_T 、 A 、 B 、 C 、 D 及び E にあつては第二百四十条に定めるところによる。

二 外部格付準拠方式又は内部評価方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 第三目又は第四目の規定を準用する。この場合において、第二百四十一条の規定は次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定めるところにより読み替えるものとする。

イ 適格格付機関の付与する格付又は第二百四十二条に規定する推定格付が長期格付であつて、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合 第二百四十一条第一項第一号イの表中「

信用リスク 区分	証券化エクスポートの残存期間	
	一年 (パーセント)	五年 (パーセント)
6-1	十五	二十
6-2	十五	三十
6-3	二十五	四十
6-4	三十	四十五
6-5	四十	五十
6-6	五十	六十五
6-7	六十	七十
6-8	七十五	九十
6-9	九十	百五

6-10	百二十	百四十
6-11	百四十	百六十
6-12	百六十	百八十
6-13	二百	二百二十五
6-14	二百五十	二百八十
6-15	三百十	三百四十
6-16	三百八十	四百二十
6-17	四百六十	五百五
6-18	千二百五十	

」とあるのは、「

信用リスク 区分	証券化エクスポージャーの残存期間
-------------	------------------

	一年 (パーセント)	五年 (パーセント)
6-1	+	+
6-2	+	十五
6-3	十五	二十
6-4	十五	二十五
6-5	二十	三十
6-6	三十	四十
6-7	三十五	四十
6-8	四十五	五十五
6-9	五十五	六十五
6-10	七十	八十五

6—11	百二十	百三十五
6—12	百三十五	百五十五
6—13	百七十	百九十五
6—14	二百二十五	二百五十
6—15	二百八十	三百五
6—16	三百四十	三百八十
6—17	四百十五	四百五十五
6—18	千二百五十	

」と読み替えるものとする。

ロ 適格格付機関の付与する格付又は第二百四十二条に規定する推定格付が長期格付であつて、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合 二百四十一条第一項第一号ロの表中 「

信用リスク	証券化エクスポージャーの残存期間
-------	------------------

区分	一年 (パーセント)	五年 (パーセント)
6-1	十五	七十
6-2	十五	九十
6-3	三十	百二十
6-4	四十	百四十
6-5	六十	百六十
6-6	八十	百八十
6-7	百二十	二百十
6-8	百七十	二百六十
6-9	二百二十	三百十
6-10	三百三十	四百二十

6—11	四百七十	五百八十
6—12	六百二十	七百六十
6—13	七百五十	八百六十
6—14	九百	九百五十
6—15	千五十	
6—16	千百三十	
6—17	千二百五十	
6—18	千二百五十	

」とあるのは、「

信用リスク 区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	一年 (パーセント)	五年 (パーセント)

6—1	十五	四十
6—2	十五	五十五
6—3	十五	七十
6—4	二十五	八十
6—5	三十五	九十五
6—6	六十	百三十五
6—7	九十五	百七十
6—8	百五十	二百二十五
6—9	百八十	二百五十五
6—10	二百七十	三百四十五
6—11	四百五	五百

6—12	五百三十五	六百五十五
6—13	六百四十五	七百四十
6—14	八百十	八百五十五
6—15	九百四十五	
6—16	千十五	
6—17	千二百五十	
6—18	千二百五十	

」と読み替えるものとする。

ハ、適格格付機関の付与する格付又は第二百四十二条に規定する推定格付が短期格付の場合 第二百四十一条第一項第二号の表中「

信用リスク区分	リスク・ウエイト (パーセント)
7—1	十五

7-2	五十
7-3	百
7-4	千二百五十

」とあるのは、「

信用リスク区分	リスク・ウエイト（パーセント）
7-1	十
7-2	三十
7-3	六十
7-4	千二百五十

」と読み替えるものとする。

三 標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウエイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 第五目の規定を準用する。
 この場合において、第二百四十六条中「1（ただし、再証券化エクスポージャーについては1.5とする。）」とあるのは「0.5

- 」と読み替えるものとする。
- 2 第六目の規定は、前項各号の場合において準用する。
 - 3 第一項の「適格STC証券化エクスポージャー」とは、次に掲げる全ての要件を満たすことをオリジネーター及び投資家が常に確認することができる資産譲渡型証券化取引（ABCP及びABCPプログラムにおける証券化目的導管体に対する貸付け並びに再証券化取引を除く。）に係るエクスポージャーをいう。
 - 一 原資産の特性が同質であること。
 - 二 投資家が証券化取引のリスク特性を把握するために十分な期間にわたる原資産と実質的にリスク特性が類似する資産に係る損失実績（延滞状況を含む。）に関する情報を入手可能であること。
 - 三 オリジネーターが、原資産と実質的にリスク特性が類似する資産につき、次のイ又はロに掲げるエクスポージャーの区分に応じて、当該イ又はロに定める組成の経験年数を有していること。
 - イ 個人向けのエクスポージャー又はこれに類するもの 五年以上
 - ロ イに掲げるもの以外のエクスポージャー 七年以上
 - 四 原資産が原資産プールに含まれる時点で、次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 当該原資産プールに延滞若しくはデフォルトの状態又はこれらの兆候を示す債権が含まれていないこと。

-
- ロ 証券化取引の関係者がデフォルト時の回収不能額の著しい増加を示す証拠を認識している債権又は強制執行、差押え若しくは仮差押えが行われている債権が含まれていないこと。
- 五 原資産プールを構成する全ての債権が次のイからニまでのいずれにも該当しないことについて、オリジネーターによる確認が原則として証券化取引の実行日の四十五日前から実行日までに行われていること。
- イ 債権の組成に先立つ三年間の間に債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定（これらに準ずる外国の手続を含む。）を受けている又は債務者について、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。
- ロ 債務者に係る事故情報（延滞、債務整理、代位弁済その他債務者の支払能力が低下していることを推認させる情報をいう。）が信用情報機関に登録されていること。
- ハ 債務者が適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高いと評価されていること又はデフォルトしていると評価されていること。
- ニ 当初の債権者（オリジネーターを含む。）と債務者との間で民事上の紛争が起きていること。
-

-
- 六 原資産プールを構成する債権が当該プールに含まれる時点で、当該債権の返済実績が原則として一回以上あること。
 - 七 原資産プールを構成する債権が、著しい信用力の劣化を伴わず、かつ、著しく資産を劣化させないオリジネーターの一貫した審査基準に基づいて組成されていること。
 - 八 原資産がオリジネーターによって恣意的に選択されたものではないこと。
 - 九 オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有せず、当該オリジネーターの倒産手続等においても当該オリジネーター又は当該オリジネーターの債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に当該オリジネーターから隔離されており、かつ、かかる状態について弁護士等による適切な意見書を具備していること。
 - 十 投資家が原資産に係る個別明細データ又はリスク特性を把握することができる階層別データ（分散度の高い原資産プールである場合のものに限る。）を証券化取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。
 - 十一 証券化取引における投資家への償還が原資産の売却や借換えに依存するものではないこと。
 - 十二 元本及び利息の支払に関し金利リスク又は外国為替リスクが存在する場合に、かかるリスクが適切にヘッジされ、かつ、投資家がヘッジ取引に関する情報を入手可能であること。
 - 十三 元本及び利息の支払順位が関連契約において適切に規定さ
-

れ、かつ、元本及び利息の支払いに関する情報（支払に影響を与える可能性がある事項に関する情報を含む。）が取引の実行前及び取引期間中に投資家に対して開示されていること。

十四 個々の原資産に係るオ리지ネーターの一切の権利（議決権を含む。）が当該原資産の証券化目的導管体への譲渡に伴い当該証券化目的導管体に移転され、かつ、投資家が有する権利が関連契約において明確に規定されていること。

十五 投資家が弁護士等により確認されている適切な取引関連書類又はその写しを実務上可能な範囲で取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。

十六 オ리지ネーターが証券化エクスボージャーの一部を適切な態様で保有していること（第二百三十一条第三項各号に掲げるいずれかの条件を満たしていることを含む。）。

十七 証券化取引に係る業務受託者が次に掲げる要件を具備していること。

イ 受託業務について高度な専門的知識をもって適切に業務遂行できる能力及び十分な実績を備えていること。

ロ 取引関連書類において、当該業務受託者につき、各トランシェの債権者の衡平を害しないよう行動する義務が規定されていること。

ハ 業務内容に応じた報酬体系が定められていること。

十八 取引関連書類に次に掲げる事項が明記されていること。

イ 当該証券化取引の関連当事者の契約上の義務及び責任

-
- ロ 重要な関連当事者の信用力悪化時の交代に関する事項
- 十九 投資家が次に掲げる情報を入手可能であること。
- イ 原資産に係る元本及び利息の支払実績（予定されていた支払額、期限前償還元本額及び未収利息の額を含む。）
- ロ 原資産に係る延滞状況等
- ハ その他証券化取引に係る収入及び支払に関する情報
- 二十 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資産を確定する基準日をいう。以下この項において同じ。）において、原資産が不動産取得等事業向けエクスポージャーではなく、かつ、第四章の規定により算出される原資産のリスク・ウエイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場合にあつては、当該効果の勘案後のリスク・ウエイト）が、次のイからハまでに掲げる原資産の種類に並び、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。
- イ 抵当権付住宅ローン又は十分な保証が付けられた住宅ローン
当該住宅ローンで構成される原資産のポートフォリオにおける金額加重平均リスク・ウエイトが四十パーセント以下であること。
- ロ 中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャー（イに該当するものを除く。） 個々の原資産のリスク・ウエイトが七十五パーセント以下であること。
- ハ イ及びロに掲げるもの以外のエクスポージャー 個々の原資産のリスク・ウエイトが百パーセント以下であること。
-

二十一 原資産のカットオフ日において、個々の原資産の債権の残高が原資産プールの全ての債権の残高の合計額に占める割合がいずれも一パーセント（原資産がいずれも事業法人向けエクスポージャーであり、かつ、オ리지ネーターが当該証券化取引における最劣後部分を十パーセント以上保有している場合において、二パーセント）以下であること。

二十二 法令（外国の法令を含む。）又は契約に基づき、当該証券化取引につき、前各号に掲げる要件又は外国におけるこれらの要件と同種類の要件を確認するために必要な情報を投資家に対して適切に開示することがオ리지ネーターに義務付けられていること。

第三款 信用リスク削減手法

（証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に係る総則）

第二百五十一条 商工組合中央金庫が保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、証券化エクスポージャーに対して提供される保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める担保（証券化目的導管体から提供される担保を含む。）による信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

〔款名を付する。〕

（適格なサービサー・キャッチュ・アドバンスの取扱い）

第二百五十一条 第二百三十三条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

-
- 二 当該証券化エクスポンダーに適用するリスク・ウエイトの算出に当たり、内部格付手法準拠方式を用いる場合 次に掲げる担保
- イ 第七十一条に規定する適格金融資産担保
- ロ 第三百三十八条第四項に規定する適格資産担保
- 三 当該証券化エクスポンダーに適用するリスク・ウエイトの算出に当たり、外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いる場合 第七十条に規定する適格金融資産担保（包括的手法を用いる場合にあつては、第七十一条に規定する適格金融資産担保）
- 2 第四章第六節並びに第三百三十五条第一項及び第四項の規定は、第一項の規定により保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「商工組合中央金庫」と、第三百三十二条中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が、4—3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、4—2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的の導管体を除く」と、第三百十二条中「エクスポンダーの残存期間」とあるのは「エクスポンダーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポンダーに対
-

して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。次条において同じ。）」と、第百三十五条第一項中「前条の規定にかかわらず、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、同条第四項中「第百六条から第百十条まで」とあるのは「第百六条、第百九条、第百十条」と読み替えるものとする。

3 第四章第六節の規定は、第一項第一号イ及び第二号の規定により適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「商工組合中央金庫」と、第九十五条第一号中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。第百十二条及び第百十三条において同じ。）」と読み替えるものとする。

4 第百三十八条第四項の規定は、第一項第一号ロの規定により適格資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、第百三十八条第四項中「第二項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャー（劣後債権を除く。）」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「基礎的

内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と読み替えるものとする。

(比例的な信用リスク削減手法の取扱い)

第二百五十二条 商工組合中央金庫が、証券化エクスポージャーに対して比例的な信用リスク削減手法（信用リスク削減手法によって信用リスク削減効果が提供されている部分が当該信用リスク削減効果の提供対象となるエクスポージャーの全額より小さい場合において、当該信用リスク削減効果を提供する者と受ける者が、当該エクスポージャーに係る損失を当該信用リスク削減効果が提供されている部分のエクスポージャーの額とそれ以外の部分のエクスポージャーの額との割合に応じて負担する信用リスク削減手法をいう。次項において同じ。）による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化エクスポージャーに対して当該信用リスク削減効果を提供する部分を直接保有しているものとみなして信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

2 商工組合中央金庫が、保有する証券化エクスポージャーに対して比例的な信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を受けている場合には、当該証券化エクスポージャーのうち信用リスク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

(内部格付手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百五十二条 第三十五条第一項、第三項及び第四項、第三十八条第三項から第五項まで並びに第三十九条第一項及び第二項の規定は、証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法に準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「基本的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と読み替えるものとする。

2 前項において、当該信用リスク削減手法の効果は、当該証券化エクスポージャーの優先部分から順に当該信用リスク削減手法の額に満つるまで当該信用リスク削減手法を適用する。ただし、次に掲げる場合は、各号に定める割合で適用することができる。

- 一 信用リスク削減手法がファースト・ロスを引き受ける場合
証券化エクスポージャーの額に対して信用リスク削減手法が引き受けるファースト・ロスの額が占める割合
- 二 信用リスク削減手法が一定の割合で証券化エクスポージャーに生じた損失を引き受ける場合 当該一定の割合

(階層化された信用リスク削減手法の取扱い)

- 第二百五十三條 商工組合中央金庫が、証券化エクスプोजチャーに對して階層化された信用リスク削減手法（エクスプोजチャーの信用リスクを優先度の異なる複数の階層に分割して、一以上の階層に係る信用リスクを、信用リスク削減手法を提供する一又は複数の者に移転する信用リスク削減手法をいう。次項及び第三項において同じ。）による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化エクスプोजチャーについて分割された複数の階層のうち当該商工組合中央金庫が信用リスク削減効果を提供する階層を直接保有するものとみなしてこの章の規定を適用し、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。この場合において、分割された個々の階層を当初の証券化取引（当該証券化エクスプोजチャーの組成の原因となった証券化取引をいう。以下この条において同じ。）において組成された一の特ランジェとみなすものとする。
- 2 商工組合中央金庫が、保有する証券化エクスプोजチャーに対して階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を受けている場合には、当該証券化エクスプोजチャーのうち信用リスク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。
- 3 前項の場合において、階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果を勘案した結果として、商工組合中央金庫が

(内部格付手法における早期償還条項の取扱い)

- 第二百五十三條 第二百三十五條の規定は、内部格付手法により早期償還条項付の証券化取引に係る信用リスク・アセットの額を算出する場合に準用する。この場合において、「投資家の保有する証券化エクスプोजチャーの額」とあるのは、「証券化エクスプोजチャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額」と読み替えるものとする。
- 2 前項の計算において、想定元本額の未実行の部分のEADは、証券化された実行済みの信用供与の額に對して投資家の持分が占める割合を想定元本額の未実行の部分に乗じて得た値とする。
- 3 第一項の計算において、投資家の持分に對する信用リスク・アセットの額は、投資家の保有する証券化エクスプोजチャーの額に第二百三十五條第二項又は第三項に定める掛目及び所要自己資本率を乗じて得た値とする。

保有する証券化エクスポージャーの信用リスクを留保する部分があるときは、当該部分を当初の証券化取引において組成された一又は複数のトランジェとみなしてこの章の規定を適用し、当該部分の信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

4 商工組合中央金庫が第一項に規定する信用リスク削減効果を提供する階層及び前項に規定する信用リスクを留保する部分（次項及び第六項において「みなしトランジェ」という。）に係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、内部格付手法準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いて算出したリスク・ウェイトを適用する場合には、当初の証券化取引における全ての裏付資産を対象として第二百三十七条に規定する K_{net} 又は第二百四十八条に規定する K_{sit} を算出するものとし、かつ、みなしトランジェごとにアタッチメント・ポイント（A）及びデタッチメント・ポイント（D）を算出するものとする。

5 商工組合中央金庫が複数の階層に分割される前の当初の証券化エクスポージャー（以下この項及び次項において「当初の証券化エクスポージャー」という。）自体の信用リスクを負っていると仮定した場合において、当該当初の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、第二百三十三条の規定に基づいて外部格付準拠方式を用いるものと判定されるときは、みなしトランジェに係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出には、次の各号に掲げる商工組合中央金庫が保有するみなしトランジェの状況の区分に応じて、当該各号

に定めるリスク・ウエイトを適用するものとする。

二 当初の証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層の中で最も優先度が高い階層である場合 外部格付準拠方式により算出される当初の証券化エクスポージャーのリスク・ウエイト

三 前号に掲げる場合に該当せず、当初の証券化取引において組成された当該当初の証券化エクスポージャーに劣後するトランシェから格付を推定することができる場合 第二款第三目又は第二百五十条の二の規定により当該推定された格付を前提として算出されるリスク・ウエイト (外部格付準拠方式の適用に当たっては、商工組合中央金庫が保有する階層の「T」(第二百四十一条第一項第一号ロに規定する「T」をいう。)を使用するものとする。)

三 前二号のいずれにも該当しない場合 第二款第五目又は第二百五十条の二の規定により算出されるリスク・ウエイト。ただし、第一号に定めるリスク・ウエイトを下回らないものとする。

6 商工組合中央金庫が前二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、当該商工組合中央金庫が保有するみなしトランシェが、当初の証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層の中で最も優先度が高い階層以外の階層である場合には、当該当初の証券化エクスポージャーが当初の証券化取引において最優先証券化エクスポージャーとして組成されたもの

であつても、当該みなしトランジエを最優先エクスポートとして取り扱わないものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百五十三条の二 [略]

2 前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が債券等(第二百六十四条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について第二百五十五条の承認を受けており、かつ、第五十九条第一項(第三百三十九条第六項又は第四百四十七条第四項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

[一～三 略]

(証券化エクスポートの個別リスク)

第二百八十五条の二 前三節の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が証券化エクスポートの個別リスクの額を算出する場合には、当該証券化エクスポートについて次項の規定により第二百三十一条の四第一項の規定を準用して算定したリスク・ウェイトを十二・五で除した値をリスク・ウェイトとし、第二百六十五条又は第二百六十六条に規定する要領に基づき証券化エクスポート

(CVAリスク相当額の算出)

第二百五十三条の二 [同左]

2 前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が債券等(第二百六十四条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について第二百五十五条の承認を受けており、かつ、第五十九条第一項(第三百三十九条第五項又は第四百四十七条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

[一～三 同左]

(標準的手法を採用している商工組合中央金庫における証券化エクスポートの個別リスク)

第二百八十五条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法を採用している商工組合中央金庫が証券化エクスポートの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十五条又は第二百六十六条に定める要領に基づき証券化エクスポートの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの

ジヤーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に当該リスク・ウエイトを乗じて得た額を個別リスクの額とする。

2 前項の規定により商工組合中央金庫が証券化エクスポートジヤーの個別リスクの額を算出する場合には、第六章第一節及び第二節第一款の規定を準用する。この場合において、第二百三十一条の四第一項中「次款の規定」とあるのは「次款（第七目を除く。）の規定」と読み替えるものとする。

額に乘じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポートジヤー（再証券化エクスポートジヤーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポートジヤーの場合（パーセント）
6-1	一・六	三・二
6-2	四	八
6-3	八	十八
6-4	二十八	五十二
6-5	百	

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク	証券化エクスポートジヤー	再証券化エクスポートジヤー

区分	(再証券化エクスポージャーの場合 （ペーセント） （ペーセント）	(ペーセント)
7-1	一・六	三・二
7-2	四	八
7-3	八	十八
7-4	百	

（証券化エクスポージャーのショート・ポジションの個別リスク
2）

第二百八十五条の三 第二百六十四条第二項の規定は、証券化エク
 スポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。

（内部格付手法を採用している商工組合中央金庫における証券化
 エクスポージャーの個別リスク）

第二百八十五条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法を
 採用している商工組合中央金庫が証券化エクスポージャーの個別
 リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に
 対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを
 第二百六十五条又は第二百六十六条に定める要領に基づき証券化
 エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジション
 の額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるとこ

るによる。

信用リスク区分	証券化エクスポートジャー（再証券化エクスポートジャーを除く。）の場合		再証券化エクスポートジャーの場合		
	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポートジャーが最優先証券化エクスポートジャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Nが六以上の場合（パーセント）	Nが六未満の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポートジャーが最優先証券化エクスポートジャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	当該再証券化エクスポートジャーが最優先証券化エクスポートジャー（内部評価方式による場合を含む。）でない場合（パーセント）
8-1	〇・五六	〇・九六	一・六〇	一・六〇	二・四〇

8—2	〇·六四	一·二〇	二·〇〇	二·〇〇	三·二〇
8—3	〇·八〇	一·四四	二·八〇	二·八〇	四·〇〇
				三·八〇	
8—4	〇·九六	一·六〇	二·八〇	三·二〇	五·二〇
				四·八〇	
8—5	一·六〇	二·八〇	四·八〇	八·〇〇	
				八·〇〇	
8—6	二·八〇	四·〇〇	八·〇〇	十二·〇〇	
				十二·〇〇	
8—7	四·八〇	六·〇〇	十二·〇〇	十八·〇〇	
				十八·〇〇	
8—8	八·〇〇	十六·〇〇	二十八·〇〇	〇	
				〇	
8—9	二十·〇〇	二十四·〇〇	四十四·〇〇	〇	
				〇	
8—10	三十四·〇〇	四十四·〇〇	五十二·〇〇	〇	
				〇	
8—11	五十二·〇〇	六十一·〇〇	六十八·〇〇	〇	

8—12

百・〇〇

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	再証券化エクスポージャーの場合
Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パー	Nが六以上の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）
Nが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）でない場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）でない場合（パーセント）

	セント)				
7-1	〇・五六	〇・九六	一・六〇	一・六〇	二・四〇
7-2	〇・九六	一・六〇	二・八〇	三・二〇	五・二〇
7-3	四・八〇	六・〇〇	十二・〇〇	十八・〇〇	
7-4	百・〇〇				

(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

第二百八十五条の四 第二百三十二条第二項から第六項まで及び第二百六十四条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百三十二条第二項中「前項」とあるのは「第二百八十五条の二及び第二百八十五条の三」と、「千二百五十パーセント」とあるのは「百パーセント」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第二百八十五条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第二百八十五条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

[案を削る。]

2 前項の規定により読み替えて準用する第二百三十二条第二項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が証券化エクスポージャーに係る原資産の信用リスクの算出について内部格付手法の承認を受けている場合又は当該原資産の追加的リスクの算出について内部モデル方式の承認を受けている場合には、第二百六十五条又は第二百六十六条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付（前項の規定により読み替えて準用する第二百三十二条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、第二百四十条第一項第二号に規定する所要自己資本の額を個別リスクの額とすることができる。

3 第一項の規定により読み替えて準用する第二百三十二条第二項及び前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫は、第二百六十五条又は第二百六十六条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポージャーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値をワークアウト・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当

<p>(百パーセントのリスク・ウエイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い)</p> <p><u>第二百八十五條の四</u> [略]</p> <p>2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウエイトが適用される場合については、<u>当該証券化エクスポージャーに当該リスク・ウエイトを乗じて得た値を個別リスクの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額を除くものとする。</u> [項を削る。]</p>	<p>該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、百パーセントのリスク・ウエイトを適用するものとする。</p> <p>4 前二項の規定にかかわらず、無格付の証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトは、当該無格付の証券化エクスポージャーよりも優先され、かつ、格付を有する証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトを下回らないものとする。</p> <p>(百パーセントのリスク・ウエイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い)</p> <p><u>第二百八十五條の五</u> [同左]</p> <p>2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウエイトが適用される場合については、<u>第二百三十條(第一項第二号を除く。)</u>の規定を準用する。<u>この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 信用補完機能を持つI/Oストラクチャーズについては、<u>第二百三十條(第一項第一号を除く。)</u>の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。</p>
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。